

富山市の情報公開制度の状況

令和6年度実施状況報告書

令和7年10月

富山市企画管理部文書法務課

目 次

1 富山市の情報公開制度

(1) 情報公開条例の施行	1 P
(2) 富山市の情報公開制度の目的	1 P
(3) 情報公開制度の概要	1 P
(4) 情報公開の総合的な推進	4 P
・ 請求から公開までの事務の流れ	5 P
・ 審査請求に係る事務の流れ	6 P

2 公文書の公開状況

(1) 公開請求に対する処理状況	7 P
(2) 実施機関別の請求状況	7 P
(3) 分野別の請求状況	8 P
(4) 非公開事由の適用状況	9 P
(5) 審査請求の状況	9 P

3 情報提供の状況

(1) 行政資料の提供	9 P
(2) 情報提供の主なもの	9 P
(3) 実施機関別利用状況	10 P
(4) 公文書の写しの交付枚数	10 P

4 令和6年度公文書公開実施状況

11 P

5 資 料

・ 富山市情報公開条例	21 P
-------------------	------

1 富山市の情報公開制度

(1) 情報公開条例の施行

国においては、情報公開法を平成11年5月に公布し、平成13年4月から施行することにより、行政機関の保有する情報の一層の公開を行っています。

本市では、情報公開の一層の推進を図るため、富山市が合併する前の市町村で行っている情報公開制度を集約し、平成17年4月1日に富山市情報公開条例を施行しました。この条例では、情報公開法の趣旨を踏まえ、市民の市政参加を促進し、公正で開かれた市政を推進する旨を定めています。

(2) 富山市の情報公開制度の目的

富山市情報公開条例において、富山市の情報公開制度の目的が明らかにされています。

第1条 この条例は、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政参加を一層促進し、もって市政について市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

情報公開制度は、市の保有する公文書について広く公開請求権を具体的な制度として保障するものであり、「知る権利」という言葉を規定することにより、それを条例において明らかにするものです。

また、「市民に説明する市の責務が全うされるようにする」とは、市民から市政を負託された市が、市政の諸活動の状況を具体的に明らかにし、市民に対し説明する責務（説明責任）を果たしていくとする趣旨です。

(3) 情報公開制度の概要

情報公開制度は、市民に、自ら必要とする情報を必要とするときにいつでも入手できるよう、市の保有する公文書の公開を求める権利を認め、これを制度的に保障していくところに大きな意義があります。また、条例に適合した公開請求権の行使に対しては、実施機関は該当する公文書を公開するかどうかの決定をしなければならない義務を負うことになります。制度の概要は、次のとおりです。

ア 実施機関

公文書の公開を実施している機関は、次のとおりです。

・市長 ・教育委員会 ・選挙管理委員会 ・公平委員会 ・監査委員 ・農業委員会
・固定資産評価審査委員会 ・上下水道事業管理者 ・病院事業管理者 ・消防局長
・議会

イ 対象

情報公開請求の対象となるのは、次の要件を満たした公文書です。

- ① 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したもの
- ② 対象が文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）
- ③ 実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

ウ 請求権者の範囲

公開請求ができるのは、次のいずれかに該当する者又は団体です。

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④ 市内に存する学校に在学する者
- ⑤ 市税を納税する義務のある者
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

※ なお、⑥の理由は、次のいずれかのことを内容とするものでなければなりません。

(ア) 実施機関が行う処分又は事業により自己の権利又は利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあること。

(イ) 報道を目的としていること（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）が請求する場合に限る。）。

(ウ) 学術研究を目的としていること（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が請求する場合に限る。）。

エ 請求の方法

公開請求は、公文書公開請求書に必要事項を記載し、本庁公文書公開総合窓口、行政サービスセンター窓口又は中核型地区センター窓口に提出して行います。（いずれでも請求できます。）

窓口の設置場所は、次のとおりです。

本庁	公文書公開総合窓口（文書法務課）	市役所東館3階 市政情報コーナー
本庁以外	行政サービスセンター及び中核型地区センター公文書公開窓口	行政サービスセンター及び中核型地区センター

オ 公開・非公開の決定

実施機関は、公開請求があった日から１５日以内に公開決定等をし、請求者にその内容を通知します。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、３０日以内に限り、決定の期間を延長することができます。また、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から４５日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開決定等の期限の特例があります。

さらに、請求された公文書に市以外の第三者の情報が記録されている場合には、その第三者の意見を聴いて公開するかどうかを決定することがあります。

カ 非公開事項

公文書は、公開を原則としていますが、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、第三者の権利・利益、さらに公益との調和が必要なことから、公文書に次のような情報が記録されているときには、全部又は一部を公開しないことができることになっています。

- ① 個人情報（特定の個人が識別され得る情報等）
- ② 法人等事業情報（法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等）
- ③ 公共の安全と秩序の維持に関する情報（人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報）
- ④ 審議、検討又は協議に関する情報（市並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる情報等）
- ⑤ 事務事業の執行に関する情報（事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報）
- ⑥ 法令秘情報（法令等で公開できないとされている情報）

キ 費用の負担

公開される公文書の閲覧は無料ですが、その写しの交付を受ける場合には、次のとおり写しの作成等に要する費用を請求者に負担していただくことになっています。

種別	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	複写機による複写	単色刷り１枚につき １０円
		多色刷り１枚につき ５０円
電磁的記録	光ディスクに複写	１枚につき １００円
	光ディスク以外の記録媒体に複写	当該複写をしたものの作成に要する費用の額

備考 用紙の両面に複写された文書及び図画については、片面を1枚として枚数を算定します。

ク 情報公開審査会

請求者が非公開等の決定を受けた場合は、審査請求をすることができます。実施機関は、審査請求があった場合、その裁決に当たっては富山市情報公開審査会に諮問し、その答申を最大限に尊重しなければなりません。

情報公開審査会は、審査請求に対して慎重かつ公正な判断を行うために設置された市の附属機関で、学識経験者5人以内で組織され、実施機関からの諮問に応じて調査審議し、答申を行います。

ケ 他制度との調整

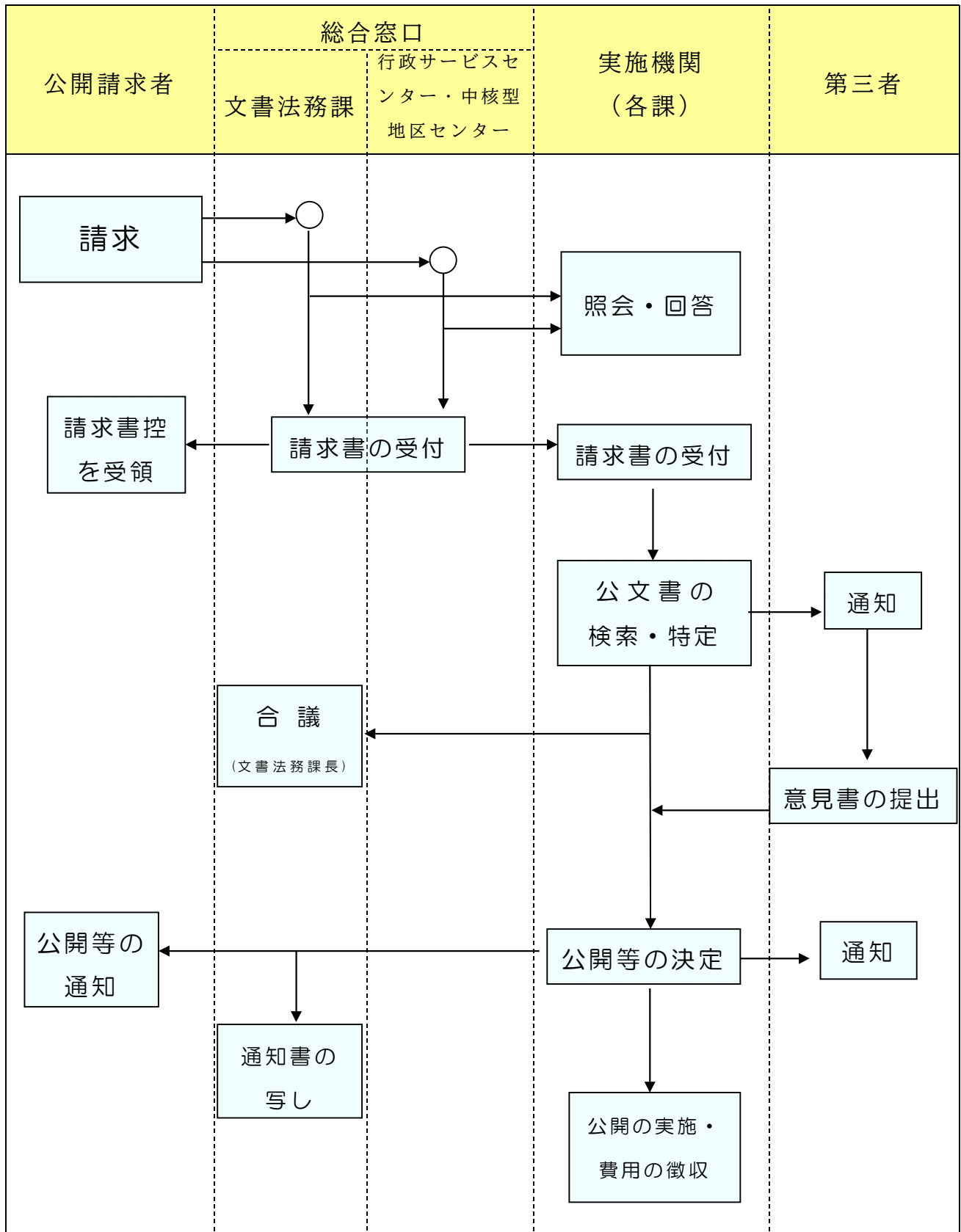
公文書であっても、その他の制度で閲覧等が可能な場合や市立図書館等で市民の利用に供することを目的として管理されているものについては、これらの制度等との調整を図るため、情報公開制度は適用しないことになっています。

(4) 情報公開の総合的な推進

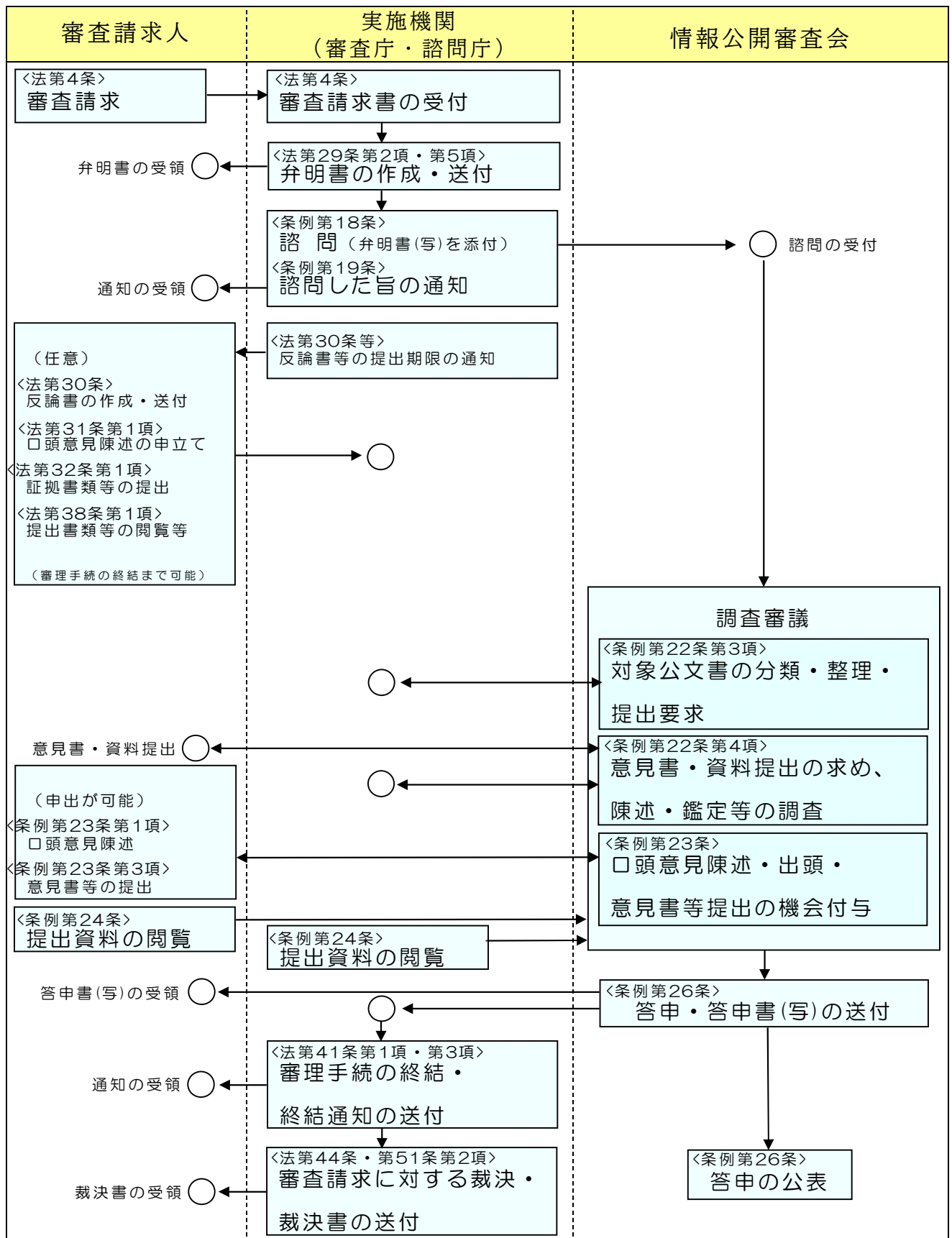
市は、公文書公開のほか、実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議の公開その他情報提供に関する施策の拡充等を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めることになっています。

情報公開請求等の流れ

1 公開請求



2 審査請求



* 法：行政不服審査法、条例：富山市情報公開条例

2 公文書の公開状況

(1) 公開請求に対する処理状況

公開請求の件数とその処理状況は、表1のとおりです。令和6年度は、請求件数が2,021件（令和5年度に請求があり令和6年度に決定したもの17件を含む。）となっています。処理状況は、公開582件（28.8%）、一部公開1,424件（70.5%）、非公開12件（0.6%）、取下3件（0.1%）となっています。なお、公開率は、99.8%です。

(表1)

		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
公開請求書の枚数		76	107	193	164	142
公文書の請求件数		2,021(17)	2,832(554)	5,429(170)	3,959(385)	2,553(278)
公開等決定の内訳	公開	582(9)	1,480(292)	3,074(65)	2,070(34)	1,345(45)
	一部公開	1,424(5)	1,275(261)	2,063(101)	1,726(348)	1,090(224)
	非公開	12(3)	73(1)	286(4)	151(3)	115(9)
	非公開のうち不存在	8(3)	11	127(4)	107(3)	87(9)
	取下	3	4	6	12	3
	却下	0	0	0	0	0
公開率		99.8%	97.8%	97.0%	98.9%	98.9%
審査請求の件数		1	0	3	0	2

※ 審査請求の件数は、当該年度に答申を行った件数

※ 括弧書きは、前年度に請求され当該年度に処理が完了したものの内数

※ 公開率＝（公開件数＋一部公開件数）／（公文書の請求件数－取下件数－却下件数－不存在件数）

(2) 実施機関別の請求状況

実施機関別の請求状況は、表2のとおりです。令和6年度は、市長に対する請求件数が897件（44.4%）、教育委員会に対する請求件数が897件（44.4%）、その他の実施機関に対するものが227件（11.2%）となっています。

市長部局の内訳は、企画管理部が287件と最も多く、次いで市民生活部148件、財務部107件の順になっています。

(表2)

実施機関 (市長)		公文書の請求件数		実施機関 (その他)	公文書の請求件数	
		6年度	5年度		6年度	5年度
部局等名称	企画管理部	287(2)	121(2)	教育委員会	897	1,695(458)
	財務部	107(2)	158(17)	選挙管理委員会	1	8
	防災危機管理部	5	11(1)	公平委員会	0	0
	福祉保健部	151	138(23)	監査委員	1	7
	こども家庭部	63	81(2)	農業委員会	2	12
	市民生活部	148(13)	135(6)	固定資産評価審査委員会	0	0
	環境部	35	41	上下水道事業管理者	14	74
	商工労働部	15	26(1)	病院事業管理者	12	26
	農林水産部	24	39(1)	消防局長	55	79(29)
	活力都市創造部	31	76(3)	議会	142	11
	建設部	28	89(11)	小計	1,124	1,912(487)
	出納課	3	5	合計	2,021(17)	2,832(554)
小計		897(17)	920(67)			

※ 括弧書きは、前年度に請求され当該年度に処理が完了したものの内数

(3) 分野別の請求状況

分野別の請求状況は、表3のとおりです。令和6年度は、行政一般関係情報の請求が1,721件と最も多く、財務関係情報225件となっています。

(表3)

区分	6年度	5年度	区分	6年度	5年度
行政一般文書関係情報	1,721(12)	1,663(235)	社会福祉関係情報	61	1
財務関係情報	225	0	防災関係情報	0	3
税務関係情報	0	0	交通・運輸関係情報	0	0
市民生活関係情報	10(5)	1	文化関係情報	0	0
産業・経済関係情報	1	0	教育関係情報	3	1,162(319)
公害・自然環境関係情報	0	0	合計	2,021	2,832(554)
健康・医療関係情報	0	1			
都市環境関係情報	0	1			

※ 括弧書きは、前年度に請求され当該年度に処理が完了したものの内数

(4) 非公開事由の適用状況

非公開事由の適用状況は、表4のとおりです。令和6年度は、個人情報1,406件と最も多く、法人等事業情報382件、その他7件となっています。

(表4)

	6年度	5年度
第7条第1号 個人情報	1406(2)	1,021(55)
第7条第2号 法人等事業情報	382(6)	209(42)
第7条第3号 公共の安全等情報	0	2
第7条第4号 審議・検討等情報	4(2)	2
第7条第5号 事務事業執行情報	3	258(181)
第7条第6号 法令秘情報	0	0

※ 複数の非公開事由に該当するものは、それぞれの項目に重複して計上

※ 括弧書きは、前年度に請求され当該年度に処理が完了したものの内数

(5) 審査請求の状況（令和6年度）

審査請求の件数とその処理状況は、次のとおりです。

(1)

件 名	富山市民病院〇〇事故に関する市民病院から県医師会への事故報告書（一部公開）
審査請求年月日	令和6年6月27日
実施機関	富山市病院事業管理者
諮問年月日	令和6年8月2日
答申年月日	令和6年12月9日
答申の概要の内容	富山市病院事業管理者が一部公開とした決定の一部を取り消し、審査会が非公開を妥当と判断した部分を除き、公開すべきである。

3 情報提供の状況

(1) 行政資料の提供

市政情報コーナーでは、市が作成した刊行物やパンフレット等の行政資料を備えており、市民が自由に利用できます。

(2) 情報提供の主なもの

	6年度	5年度
① 富山市統計書（人口）	0件	(1)
② 許可申請受付簿	0件	(0)
③ 富山市の人口（町内・校下別人口、世帯数）	0件	(1)
④ 予算に関する説明書	0件	(0)
⑤ 富山市業種別名簿	0件	(0)
⑥ その他	18件	(28)
計	18件	(30)

(3) 実施機関別利用状況

実施機関別利用状況は、表5のとおりです。

(表5)

実施機関 (市長)		利用状況		実施機関 (その他)	利用状況	
		6年度	5年度		6年度	5年度
部局等名称	企画管理部	2	12	教育委員会	10	10
	財務部	1	3	選挙管理委員会	0	0
	防災危機管理部	0	0	公平委員会	0	0
	福祉保健部	0	0	監査委員	0	0
	こども家庭部	0	0	農業委員会	0	0
	市民生活部	0	0	固定資産評価審査委員会	0	0
	環境部	0	0	上下水道事業管理者	0	0
	商工労働部	0	0	病院事業管理者	0	0
	農林水産部	0	0	消防局長	0	0
	活力都市創造部	1	0	議会	4	5
	建設部	0	0	小計	14	15
	出納課	0	0	合計	18	30
小計		4	15			

(4) 公文書の写しの交付枚数

公文書の写しの交付枚数は、表6のとおりです。

	枚数
令和6年度	3,199枚
令和5年度	9,424枚
令和4年度	11,535枚
令和3年度	12,358枚
令和2年度	10,902枚

受付 番号	請 求 年 月 日	請 求 内 容 及 対 象 公 文 書	決 定 年 月 日	決 定 内 容	非 公 開 理 由 等	非 公 開 箇 所	担 当 課	担当部署・関係機 関	分 類
102 (R5)	3月7日	平成30年度、令和元年度、令和4年度の富山市総合体育館の指定管理における利用人数、利用状況、収支状況が分かる資料 ・富山市スポーツ施設利用状況報告書《富山市総合体育館 令和元年度分》 ・公益目的事業会計収入予算執行状況表《総合体育館 平成30年度分》 ・公益目的事業会計支出予算執行状況表《総合体育館 平成30年度分》 ・公益目的事業会計収入予算執行状況表《総合体育館 令和元年度分》 ・公益目的事業会計支出予算執行状況表《総合体育館 令和元年度分》 ・事業別収支予算実績《総合体育館 令和4年度分》	4月2日	公 開			スポーツ健康課	市民生活部	行政一般関係情報
102 (R5)	3月7日	平成30年度、令和元年度、令和4年度の富山市総合体育館の指定管理における利用人数、利用状況、収支状況が分かる資料 ・富山市スポーツ施設利用状況報告書《富山市総合体育館 平成30年度分》 ・富山市スポーツ施設利用状況報告書《富山市総合体育館 令和4年度分》	4月2日	一部公開	条例第7条第1号	個人の氏名	スポーツ健康課	市民生活部	行政一般関係情報
105 (R5)	3月27日	【富山市民球壇人工芝及び防護マット更新委託業務における】 ・特定業者の提案書（概算版も含む） ・審査員の点数の詳細	4月11日	一部公開	条例第7条第2号、第4号	「同様・類似業務の実績調査」のうち契約条件、「施設案内」、「見学費」、提案書掲載部分のうち「施設実施スケジュール」、「実施内容」、委員名	スポーツ健康課	市民生活部	市民生活関係情報
105 (R5)	3月27日	【富山市民球壇人工芝及び防護マット更新委託業務における】 ・参加各社の提案書 ・評価結果	4月11日	非公開	条例第7条第2号、不存在		スポーツ健康課	市民生活部	市民生活関係情報
106 (R5)	3月27日	資産税課 地希望と航空写真の重なり (登記対象地の隣接地の隣地) ○○ ○○	4月8日	公開			資産税課	財務部	行政一般関係情報
107 (R5)	3月28日	富山市が定めている隨意契約のガイドライン	4月12日	公開			契約課	財務部	行政一般関係情報
107 (R5)	3月28日	令和5年4月3日に契約している「テレビ広報 企画番組（じやま情報局）」の契約書	4月12日	公開			広報課	企画管理部	行政一般関係情報
107 (R5)	3月28日	令和5年4月3日に契約している「テレビ広報 企画番組（じやま情報局）」の契約書	4月12日	一部公開	条例第7条第2号	法人の代表者等の印影	広報課	企画管理部	行政一般関係情報
1	4月1日	令和6年4月1月現在の婦中町電町内会の会則	4月8日	公開			地域コミュニティ推進課	市民生活部	市民生活関係情報
2	4月1日	道路位置指定の申請図	4月10日	一部公開	条例第7条第1号	個人の氏名、個人印の写影	建築指導課	活力都市創造部	行政一般関係情報
3	4月8日	不二越町1丁目区町内会 地方自治法第260条の2に基づく地縁団体の認可申請書一式	4月17日	一部公開	条例第7条第1号	個人の氏名、住所、電話番号、役職、個人印の写影	地域コミュニティ推進課	市民生活部	行政一般関係情報
4	4月12日	地番図と航空写真の重ね図 存在 ○○ 存在 ○○ 存在 ○○	4月26日	公開			資産税課	財務部	行政一般関係情報
5	4月18日	地番参考図SHAPEファイル、固定資産税路線価図SHAPEファイル 地番図（令和5年1月1日時点）、固定資産税路線価図（令和3年1月1日時点、令和3年1月1日時点、令和4年1月1日時点、令和5年1月1日時点、令和6年1月1日時点）	5月7日	公開			資産税課	財務部	行政一般関係情報
6	4月25日	野町町内会の地縁団体認可申請書に添付した規約	5月7日	公開			地域コミュニティ推進課	市民生活部	市民生活関係情報
7	4月24日	2018年1月1日から2020年3月までの原、地開除車に関する株式会社○○と富山市との間の業務委託契約書、仕様書その他契約書一式	5月13日	一部公開	条例第7条第2号	法人の代表者等の印影	農政企画課	農林水産部	行政一般関係情報
8	5月1日	銅田町内会が認可地縁団体の認可申請時に提出した会則	5月10日	一部公開	条例第7条第1号	個人印の写影	地域コミュニティ推進課	市民生活部	市民生活関係情報
9	5月2日	私の住む○○において令和4年10月中旬と12月27日に発生した漏水事故の修繕に要した費用が分かる文書		取 下			市営住宅課	建設部	行政一般関係情報
10	5月9日	別紙資料における地番図と航空写真の重ね図	5月24日	公開			資産税課	財務部	行政一般関係情報

受付 番号	請 求 年 月 日	請 求 内 容 及 び 対 象 公 文 書	決 定 年 月 日	決定内容	非 公 開 場 所	非 公 開 部 門、関係機 関	担 当 課	担 当 課 長、関係機 関 長	分 類
11	5月15日	農業振興地域整備計画における農用地利用計画の農用地域からの取外しの取り下げに関する通知等の応答文書	5月30日	非 公 開	下等		農政企画課	農林水産部	行政一般関係情報
12	5月22日	富山市民病院○○○事故に関する市民病院から県医師会への事故報告書	6月5日	一部 公開	条例第7条第1号	患者、医師診療の状況、2次診療より身体障害発生までの経過、3次身体障害発生の状況とその原因、4番目災害発生後の処置上の対応、5番目のチーム内務、3次救急の対策、搬送、臨床経過書	経営管理課	病院事業管理者	行政一般関係情報
12	5月22日	富山市民病院○○○事故に関する市民病院から県医師会への事故院告書	12月27日	一部 公開	条例第7条第1号	患者の住所、フリガナ、氏名、性別、年齢及び生年月日、2次受診時より身体障害発生までの経緯（年月日）、3次診療を要した状況とその経過の月日及び受診時の状況、4番目災害発生後の処置上の処置履歴の発症直後の対応及び死因、5番目の被害、近隣住民の健康、臨床経過書の年月日、患者や近隣住民の発症時の状況、患者に対する医師等の発症時の状況及び処置履歴の発症直後の対応	経営管理課	病院事業管理者	行政一般関係情報
13	5月30日	市民病院の職員がけむりかき資料、勤務実態のわかる資料（令和6年4月・5月を対象）	6月14日	公 開			経営管理課	病院事業管理者	行政一般関係情報
13	5月30日	市民病院の職員がけむりかき資料、勤務実態のわかる資料（令和6年4月・5月を対象）	6月14日	一部 公開	条例第7条第1号	職員の休職期間等に関する情報	経営管理課	病院事業管理者	行政一般関係情報
14	6月4日	令和4年度 婦中町認可内食定期給配 各議会の集計結果	6月12日	一部 公開	条例第7条第1号	氏名及び個人データの印刷	地域コミュニティ推進課	市民生活部	行政一般関係情報
15	6月4日	船客運と航空空気の重ね図②	6月18日	公 開			資産税課	財務部	行政一般関係情報
16	6月12日	平成○○年○○月○○日以降の○○○○〇ビル（富山市○○町○番○号）を対象とする消防法第4条に基づく立入検査に関する資料一式（メモ含む）	6月26日	公 開			消防局予防課	消防局	行政一般関係情報
16	6月12日	平成○○年○○月○○日以降の○○○○〇ビル（富山市○○町○番○号）を対象とする消防法第4条に基づく立入検査に関する資料一式（メモ含む）	6月26日	一部 公開	条例第7条第1号	個人の氏名、住所、電話番号	消防局予防課	消防局	行政一般関係情報
18	6月26日	下笠原町の金入り設計書（金額及び数量の相記された設計業務概要内訳書、金額及び数量の相記された施工内訳書） ① 松ヶ谷南側フェニックス公園施設整備委託 開札日：令和6年5月28日 ② 吉野橋外構特定期点検業務委託 開札日：令和6年5月28日 ③ ふれあい橋外構特定期点検業務委託 開札日：令和6年5月28日 ④ 坂のまち大橋外構特定期点検業務委託 開札日：令和6年6月4日	7月12日	公 開			道路構造安全対策課	建設部	行政一般関係情報
19	7月9日	令和○○年（○）第○○号に係る新設費用において、単立人代埋人弁護士山一三が富山地方裁判所民事部書記官安田武士に提出した単立人意見書について ・同様に係る相手方意見書を添付されていたマイクロSDカードの写しデータ 上記について富山市の関係機関において確認、失効した資料	7月22日	非 公 開	条例第7条第1号、第2号ア		管財課	財務部	行政一般関係情報
20	7月17日	富山市男女共同参画推進協議会委員の歴代の応募人数（保有しているもの）	7月30日	一部 公開	条例第7条第1号	不属仕となった者の氏名、住所、電話番号、郵便物の届着した者の性別、年齢、性別、住所、電話番号、職業、備考欄	市民協働相談課	市民生活部	行政一般関係情報
20	7月17日	R 6年度富山市男女共同参画推進協議会公募委員申込書類「施策に対する意見」以外の三分	7月30日	非 公 開	条例第7条第1号		市民協働相談課	市民生活部	行政一般関係情報
21	7月26日	富山市が提訴を受けた内容について判る次の資料（令和元年度から現在に至る期間を対象） ① 訴訟内容を判る資料 ② 富山市が訴訟代理人弁護士（事務所）と契約した内容が判る資料（決裁文書含む） ③ 判決の確定内容が判る資料	9月18日	一部 公開	条例第7条第1号、第2号ア	個人の氏名、郵便番号、住所、年齢、電話番号、FAX番号、個人の住所、郵便物の届着した者の性別、年齢、性別、住所、電話番号、職業、備考欄、訴訟の内容、事件名、事件に関わる日程、ブログの名称、訴訟代理人の職名の印刷	企画調整課	企画管理部	行政一般関係情報
21	7月26日	富山市が提訴を受けた内容について判る次の資料（令和元年度から現在に至る期間を対象） ① 訴訟内容を判る資料 ② 富山市が訴訟代理人弁護士（事務所）と契約した内容が判る資料（決裁文書含む） ③ 判決の確定内容が判る資料	9月18日	一部 公開	条例第7条第1号、第2号ア	個人の氏名、郵便番号、住所、年齢、電話番号、FAX番号、個人の住所、郵便物の届着した者の性別、年齢、性別、住所、電話番号、職業、備考欄、訴訟の内容、事件名、事件に関わる日程、ブログの名称、訴訟代理人の職名の印刷	企画調整課	企画管理部	行政一般関係情報
21	7月26日	富山市が提訴を受けた内容について判る次の資料（令和元年度から現在に至る期間を対象） ① 訴訟内容を判る資料 ② 富山市が訴訟代理人弁護士（事務所）と契約した内容が判る資料（決裁文書含む） ③ 判決の確定内容が判る資料	9月18日	一部 公開	条例第7条第1号、第2号ア	個人の氏名、郵便番号、住所、年齢、電話番号、FAX番号、個人の住所、郵便物の届着した者の性別、年齢、性別、住所、電話番号、職業、備考欄、訴訟の内容、事件名、事件に関わる日程、ブログの名称、訴訟代理人の職名の印刷	財政課	財務部	行政一般関係情報
21	7月26日	富山市が提訴を受けた内容について判る次の資料（令和元年度から現在に至る期間を対象） ① 訴訟内容を判る資料 ② 富山市が訴訟代理人弁護士（事務所）と契約した内容が判る資料（決裁文書含む） ③ 判決の確定内容が判る資料	9月18日	一部 公開	条例第7条第1号、第2号ア	個人の氏名、住所、郵便番号、住所、年齢、電話番号、個人の住所、郵便物の届着した者の性別、年齢、性別、住所、電話番号、職業、備考欄、訴訟の内容、事件名、事件に関わる日程、ブログの名称、訴訟代理人の職名の印刷	福祉政策課	福祉保健部	行政一般関係情報
21	7月26日	富山市が提訴を受けた内容について判る次の資料（令和元年度から現在に至る期間を対象） ① 訴訟内容を判る資料 ② 富山市が訴訟代理人弁護士（事務所）と契約した内容が判る資料（決裁文書含む） ③ 判決の確定内容が判る資料	9月18日	一部 公開	条例第7条第1号、第2号ア	個人の氏名、住所、郵便番号、住所、年齢、電話番号、個人の住所、郵便物の届着した者の性別、年齢、性別、住所、電話番号、職業、備考欄、訴訟の内容、事件名、事件に関わる日程、ブログの名称、訴訟代理人の職名の印刷	農政企画課	農林水産部	行政一般関係情報

[illegible]

受付 番号	年 月 日	請 求 内 容 及 相 象 公 文 書	決 定 年 月 日	決定内容	非 公 開 理 由 等	非 公 開 開 閉 所	担 当 課	担当部署・関係機 関	分 類
31	9月18日	令和5年度における地方公務員法39条の規定に基づく「経緯」の一環として、東京区内に派遣された職員に支給した「補正装置」のうつ、変更相当の分かる文書 ・令和5年度支出執行行為決定案附行命令書 （内閣府所管選任修に係る分、内閣府所管選任修に係る分、経済産業省所管選任修に係る分、国土交通省所管選任修に係る分、国土交通省所管選任修に係る分、デジタル庁所管選任修に係る分、富山県立警察本部所管選任修に係る分、国土交通省所管選任修に係る分） ・令和5年4月から令和6年3月までの各月の支出命令書 （内閣府所管選任修に係る分、内閣府所管選任修に係る分、経済産業省所管選任修に係る分、国土交通省所管選任修に係る分、国土交通省所管選任修に係る分、デジタル庁所管選任修に係る分、富山県立警察本部所管選任修に係る分、国土交通省所管選任修に係る分、国土交通省所管選任修に係る分、国土交通省所管選任修に係る分） ・令和5年4月から令和6年3月までの各月の決算決定書（概算） （内閣府所管選任修に係る分、内閣府所管選任修に係る分、経済産業省所管選任修に係る分、国土交通省所管選任修に係る分、国土交通省所管選任修に係る分、デジタル庁所管選任修に係る分、富山県立警察本部所管選任修に係る分、国土交通省所管選任修に係る分、国土交通省所管選任修に係る分、国土交通省所管選任修に係る分）	9月27日	一部公開	本件が本第1号、第1号第2号、第1号第3号、第1号第4号、第1号第5号、第1号第6号、第1号第7号、第1号第8号、第1号第9号、第1号第10号、第1号第11号、第1号第12号、第1号第13号、第1号第14号、第1号第15号、第1号第16号、第1号第17号、第1号第18号、第1号第19号、第1号第20号、第1号第21号、第1号第22号、第1号第23号、第1号第24号、第1号第25号、第1号第26号、第1号第27号、第1号第28号、第1号第29号、第1号第30号、第1号第31号、第1号第32号、第1号第33号、第1号第34号、第1号第35号、第1号第36号、第1号第37号、第1号第38号、第1号第39号、第1号第40号、第1号第41号、第1号第42号、第1号第43号、第1号第44号、第1号第45号、第1号第46号、第1号第47号、第1号第48号、第1号第49号、第1号第50号、第1号第51号、第1号第52号、第1号第53号、第1号第54号、第1号第55号、第1号第56号、第1号第57号、第1号第58号、第1号第59号、第1号第60号、第1号第61号、第1号第62号、第1号第63号、第1号第64号、第1号第65号、第1号第66号、第1号第67号、第1号第68号、第1号第69号、第1号第70号、第1号第71号、第1号第72号、第1号第73号、第1号第74号、第1号第75号、第1号第76号、第1号第77号、第1号第78号、第1号第79号、第1号第80号、第1号第81号、第1号第82号、第1号第83号、第1号第84号、第1号第85号、第1号第86号、第1号第87号、第1号第88号、第1号第89号、第1号第90号、第1号第91号、第1号第92号、第1号第93号、第1号第94号、第1号第95号、第1号第96号、第1号第97号、第1号第98号、第1号第99号、第1号第100号、第1号第101号、第1号第102号、第1号第103号、第1号第104号、第1号第105号、第1号第106号、第1号第107号、第1号第108号、第1号第109号、第1号第110号、第1号第111号、第1号第112号、第1号第113号、第1号第114号、第1号第115号、第1号第116号、第1号第117号、第1号第118号、第1号第119号、第1号第120号、第1号第121号、第1号第122号、第1号第123号、第1号第124号、第1号第125号、第1号第126号、第1号第127号、第1号第128号、第1号第129号、第1号第130号、第1号第131号、第1号第132号、第1号第133号、第1号第134号、第1号第135号、第1号第136号、第1号第137号、第1号第138号、第1号第139号、第1号第140号、第1号第141号、第1号第142号、第1号第143号、第1号第144号、第1号第145号、第1号第146号、第1号第147号、第1号第148号、第1号第149号、第1号第150号、第1号第151号、第1号第152号、第1号第153号、第1号第154号、第1号第155号、第1号第156号、第1号第157号、第1号第158号、第1号第159号、第1号第160号、第1号第161号、第1号第162号、第1号第163号、第1号第164号、第1号第165号、第1号第166号、第1号第167号、第1号第168号、第1号第169号、第1号第170号、第1号第171号、第1号第172号、第1号第173号、第1号第174号、第1号第175号、第1号第176号、第1号第177号、第1号第178号、第1号第179号、第1号第180号、第1号第181号、第1号第182号、第1号第183号、第1号第184号、第1号第185号、第1号第186号、第1号第187号、第1号第188号、第1号第189号、第1号第190号、第1号第191号、第1号第192号、第1号第193号、第1号第194号、第1号第195号、第1号第196号、第1号第197号、第1号第198号、第1号第199号、第1号第200号、第1号第201号、第1号第202号、第1号第203号、第1号第204号、第1号第205号、第1号第206号、第1号第207号、第1号第208号、第1号第209号、第1号第210号、第1号第211号、第1号第212号、第1号第213号、第1号第214号、第1号第215号、第1号第216号、第1号第217号、第1号第218号、第1号第219号、第1号第220号、第1号第221号、第1号第222号、第1号第223号、第1号第224号、第1号第225号、第1号第226号、第1号第227号、第1号第228号、第1号第229号、第1号第230号、第1号第231号、第1号第232号、第1号第233号、第1号第234号、第1号第235号、第1号第236号、第1号第237号、第1号第238号、第1号第239号、第1号第240号、第1号第241号、第1号第242号、第1号第243号、第1号第244号、第1号第245号、第1号第246号、第1号第247号、第1号第248号、第1号第249号、第1号第250号、第1号第251号、第1号第252号、第1号第253号、第1号第254号、第1号第255号、第1号第256号、第1号第257号、第1号第258号、第1号第259号、第1号第260号、第1号第261号、第1号第262号、第1号第263号、第1号第264号、第1号第265号、第1号第266号、第1号第267号、第1号第268号、第1号第269号、第1号第270号、第1号第271号、第1号第272号、第1号第273号、第1号第274号、第1号第275号、第1号第276号、第1号第277号、第1号第278号、第1号第279号、第1号第280号、第1号第281号、第1号第282号、第1号第283号、第1号第284号、第1号第285号、第1号第286号、第1号第287号、第1号第288号、第1号第289号、第1号第290号、第1号第291号、第1号第292号、第1号第293号、第1号第294号、第1号第295号、第1号第296号、第1号第297号、第1号第298号、第1号第299号、第1号第300号、第1号第301号、第1号第302号、第1号第303号、第1号第304号、第1号第305号、第1号第306号、第1号第307号、第1号第308号、第1号第309号、第1号第310号、第1号第311号、第1号第312号、第1号第313号、第1号第314号、第1号第315号、第1号第316号、第1号第317号、第1号第318号、第1号第319号、第1号第320号、第1号第321号、第1号第322号、第1号第323号、第1号第324号、第1号第325号、第1号第326号、第1号第327号、第1号第328号、第1号第329号、第1号第330号、第1号第331号、第1号第332号、第1号第333号、第1号第334号、第1号第335号、第1号第336号、第1号第337号、第1号第338号、第1号第339号、第1号第340号、第1号第341号、第1号第342号、第1号第343号、第1号第344号、第1号第345号、第1号第346号、第1号第347号、第1号第348号、第1号第349号、第1号第350号、第1号第351号、第1号第352号、第1号第353号、第1号第354号、第1号第355号、第1号第356号、第1号第357号、第1号第358号、第1号第359号、第1号第360号、第1号第361号、第1号第362号、第1号第363号、第1号第364号、第1号第365号、第1号第366号、第1号第367号、第1号第368号、第1号第369号、第1号第370号、第1号第371号、第1号第372号、第1号第373号、第1号第374号、第1号第375号、第1号第376号、第1号第377号、第1号第378号、第1号第379号、第1号第380号、第1号第381号、第1号第382号、第1号第383号、第1号第384号、第1号第385号、第1号第386号、第1号第387号、第1号第388号、第1号第389号、第1号第390号、第1号第391号、第1号第392号、第1号第393号、第1号第394号、第1号第395号、第1号第396号、第1号第397号、第1号第398号、第1号第399号、第1号第400号、第1号第401号、第1号第402号、第1号第403号、第1号第404号、第1号第405号、第1号第406号、第1号第407号、第1号第408号、第1号第409号、第1号第410号、第1号第411号、第1号第412号、第1号第413号、第1号第414号、第1号第415号、第1号第416号、第1号第417号、第1号第418号、第1号第419号、第1号第420号、第1号第421号、第1号第422号、第1号第423号、第1号第424号、第1号第425号、第1号第426号、第1号第427号、第1号第428号、第1号第429号、第1号第430号、第1号第431号、第1号第432号、第1号第433号、第1号第434号、第1号第435号、第1号第436号、第1号第437号、第1号第438号、第1号第439号、第1号第440号、第1号第441号、第1号第442号、第1号第443号、第1号第444号、第1号第445号、第1号第446号、第1号第447号、第1号第448号、第1号第449号、第1号第450号、第1号第451号、第1号第452号、第1号第453号、第1号第454号、第1号第455号、第1号第456号、第1号第457号、第1号第458号、第1号第459号、第1号第460号、第1号第461号、第1号第462号、第1号第463号、第1号第464号、第1号第465号、第1号第466号、第1号第467号、第1号第468号、第1号第469号、第1号第470号、第1号第471号、第1号第472号、第1号第473号、第1号第474号、第1号第475号、第1号第476号、第1号第477号、第1号第478号、第1号第479号、第1号第480号、第1号第481号、第1号第482号、第1号第483号、第1号第484号、第1号第485号、第1号第486号、第1号第487号、第1号第488号、第1号第489号、第1号第490号、第1号第491号、第1号第492号、第1号第493号、第1号第494号、第1号第495号、第1号第496号、第1号第497号、第1号第498号、第1号第499号、第1号第500号、第1号第501号、第1号第502号、第1号第503号、第1号第504号、第1号第505号、第1号第506号、第1号第507号、第1号第508号、第1号第509号、第1号第510号、第1号第511号、第1号第512号、第1号第513号、第1号第514号、第1号第515号、第1号第516号、第1号第517号、第1号第518号、第1号第519号、第1号第520号、第1号第521号、第1号第522号、第1号第523号、第1号第524号、第1号第525号、第1号第526号、第1号第527号、第1号第528号、第1号第529号、第1号第530号、第1号第531号、第1号第532号、第1号第533号、第1号第534号、第1号第535号、第1号第536号、第1号第537号、第1号第538号、第1号第539号、第1号第540号、第1号第541号、第1号第542号、第1号第543号、第1号第544号、第1号第545号、第1号第546号、第1号第547号、第1号第548号、第1号第549号、第1号第550号、第1号第551号、第1号第552号、第1号第553号、第1号第554号、第1号第555号、第1号第556号、第1号第557号、第1号第558号、第1号第559号、第1号第560号、第1号第561号、第1号第562号、第1号第563号、第1号第564号、第1号第565号、第1号第566号、第1号第567号、第1号第568号、第1号第569号、第1号第570号、第1号第571号、第1号第572号、第1号第573号、第1号第574号、第1号第575号、第1号第576号、第1号第577号、第1号第578号、第1号第579号、第1号第580号、第1号第581号、第1号第582号、第1号第583号、第1号第584号、第1号第585号、第1号第586号、第1号第587号、第1号第588号、第1号第589号、第1号第590号、第1号第591号、第1号第592号、第1号第593号、第1号第594号、第1号第595号、第1号第596号、第1号第597号、第1号第598号、第1号第599号、第1号第600号、第1号第601号、第1号第602号、第1号第603号、第1号第604号、第1号第605号、第1号第606号、第1号第607号、第1号第608号、第1号第609号、第1号第610号、第1号第611号、第1号第612号、第1号第613号、第1号第614号、第1号第615号、第1号第616号、第1号第617号、第1号第618号、第1号第619号、第1号第620号、第1号第621号、第1号第622号、第1号第623号、第1号第624号、第1号第625号、第1号第626号、第1号第627号、第1号第628号、第1号第629号、第1号第630号、第1号第631号、第1号第632号、第1号第633号、第1号第634号、第1号第635号、第1号第636号、第1号第637号、第1号第638号、第1号第639号、第1号第640号、第1号第641号、第1号第642号、第1号第643号、第1号第644号、第1号第645号、第1号第646号、第1号第647号、第1号第648号、第1号第649号、第1号第650号、第1号第651号、第1号第652号、第1号第653号、第1号第654号、第1号第655号、第1号第656号、第1号第657号、第1号第658号、第1号第659号、第1号第660号、第1号第661号、第1号第662号、第1号第663号、第1号第664号、第1号第665号、第1号第666号、第1号第667号、第1号第668号、第1号第669号、第1号第670号、第1号第671号、第1号第672号、第1号第673号、第1号第674号、第1号第675号、第1号第676号、第1号第677号、第1号第678号、第1号第679号、第1号第680号、第1号第681号、第1号第682号、第1号第683号、第1号第684号、第1号第685号、第1号第686号、第1号第687号、第1号第688号、第1号第689号、第1号第690号、第1号第691号、第1号第692号、第1号第693号、第1号第694号、第1号第695号、第1号第696号、第1号第697号、第1号第698号、第1号第699号、第1号第700号、第1号第701号、第1号第702号、第1号第703号、第1号第704号、第1号第705号、第1号第706号、第1号第707号、第1号第708号、第1号第709号、第1号第710号、第1号第711号、第1号第712号、第1号第713号、第1号第714号、第1号第715号、第1号第716号、第1号第717号、第1号第718号、第1号第719号、第1号第720号、第1号第721号、第1号第722号、第1号第723号、第1号第724号、第1号第725号、第1号第726号、第1号第727号、第1号第728号、第1号第729号、第1号第730号、第1号第731号、第1号第732号、第1号第733号、第1号第734号、第1号第735号、第1号第736号、第1号第737号、第1号第738号、第1号第739号、第1号第740号、第1号第741号、第1号第742号、第1号第743号、第1号第744号、第1号第745号、第1号第746号、第1号第747号、第1号第748号、第1号第749号、第1号第750号、第1号第751号、第1号第752号、第1号第753号、第1号第754号、第1号第755号、第1号第756号、第1号第757号、第1号第758号、第1号第759号、第1号第760号、第1号第761号、第1号第762号、第1号第763号、第1号第764号、第1号第765号、第1号第766号、第1号第767号、第1号第768号、第1号第769号、第1号第770号、第1号第771号、第1号第772号、第1号第773号、第1号第774号、第1号第775号、第1号第776号、第1号第777号、第1号第778号、第1号第779号、第1号第780号、第1号第781号、第1号第782号、第1号第783号、第1号第784号、第1号第785号、第1号第786号、第1号第787号、第1号第788号、第1号第789号、第1号第790号、第1号第791号、第1号第792号、第1号第793号、第1号第794号、第1号第795号、第1号第796号、第1号第797号、第1号第798号、第1号第799号、第1号第800号、第1号第801号、第1号第802号、第1号第803号、第1号第804号、第1号第805号、第1号第806号、第1号第807号、第1号第808号、第1号第809号、第1号第810号、第1号第811号、第1号第812号、第1号第813号、第1号第814号、第1号第815号、第1号第816号、第1号第817号、第1号第818号、第1号第819号、第1号第820号、第1号第821号、第1号第822号、第1号第823号、第1号第824号、第1号第825号、第1号第826号、第1号第827号、第1号第828号、第1号第829号、第1号第830号、第1号第831号、第1号第832号、第1号第833号、第1号第834号、第1号第835号、第1号第836号、第1号第837号、第1号第838号、第1号第839号、第1号第840号、第1号第841号、第1号第842号、第1号第843号、第1号第844号、第1号第845号、第1号第846号、第1号第847号、第1号第848号、第1号第849号、第1号第850号、第1号第851号、第1号第852号、第1号第853号、第1号第854号、第1号第855号、第1号第856号、第1号第857号、第1号第858号、第1号第859号、第1号第860号、第1号第861号、第1号第862号、第1号第863号、第1号第864号、第1号第865号、第1号第866号、第1号第867号、第1号第868号、第1号第869号、第1号第870号、第1号第871号、第1号第872号、第1号第873号、第1号第874号、第1号第875号、第1号第876号、第1号第877号、第1号第878号、第1号第879号、第1号第880号、第1号第881号、第1号第882号、第1号第883号、第1号第884号、第1号第885号、第1号第886号、第1号第887号、第1号第888号、第1号第889号、第1号第890号、第1号第891号、第1号第892号、第1号第893号、第1号第894号、第1号第895号、第1号第896号、第1号第897号、第1号第898号、第1号第899号、第1号第900号、第1号第901号、第1号第902号、第1号第903号、第1号第904号、第1号第905号、第1号第906号、第1号第907号、第1号第908号、第1号第909号、第1号第910号、第1号第911号、第1号第912号、第1号第913号、第1号第914号、第1号第915号、第1号第916号、第1号第917号、第1号第918号、第1号第919号、第1号第920号、第1号第921号、第1号第922号、第1号第923号、第1号第924号、第1号第925号、第1号第926号、第1号第927号、第1号第928号、第1号第929号、第1号第930号、第1号第931号、第1号第932号、第1号第933号、第1号第934号、第1号第935号、第1号第936号、第1号第937号、第1号第938号、第1号第939号、第1号第940号、第1号第941号、第1号第942号、第1号第943号、第1号第944号、第1号第945号、第1号第946号、第1号第947号、第1号第948号、第1号第949号、第1号第950号、第1号第951号、第1号第952号、第1号第953号、第1号第954号、第1号第955号、第1号第956号、第1号第957号、第1号第958号、第1号第959号、第1号第960号、第1号第961号、第1号第962号、第1号第963号、第1号第964号、第1号第965号、第1号第966号、第1号第967号、第1号第968号、第1号第969号、第1号第970号、第1号第971号、第1号第972号、第1号第973号、第1号第974号、第1号第975号、第1号第976号、第1号第977号、第1号第978号、第1号第979号、第1号第980号、第1号第981号、第1号第982号、第1号第983号、第1号第984号、第1号第985号、第1号第986号、第1号第987号、第1号第988号、第1号第989号、第1号第990号、第1号第991号、第1号第992号、第1号第993号、第1号第994号、第1号第995号、第1号第996号、第1号第997号、第1号第998号、第1号第999号、第1号第1000号、第1号第1001号、第1号第1002号、第1号第1003号、第1号第1004号、第1号第1005号、第1号第1006号、第1号第1007号、第1号第1008号、第1号第1009号、第1号第1010号、第1号第1011号、第1号第1012号、第1号第1013号、第1号第1014号、第1号第1015号、第1号第1016号、第1号第1017号、第1号第1018号、第1号第1019号、第1号第1020号、第1号第1021号、第1号第1022号、第1号第1023号、第1号第1024号、第1号第1025号、第1号第1026号、第1号第1027号、第1号第1028号、第1号第1029号、第1号第1030号、第1号第1031号、第1号第1032号、第1号第1033号、第1号第1034号、第1号第1035号、第1号第1036号、第1号第1037号、第1号第1038号、第1号第1039号、第1号第1040号、第1号第1041号、第1号第1042号、第1号第1043号、第1号第1044号、第1号第1045号、第1号第1046号、第1号第1047号、第1号第1048号、第1号第1049号、第1号第1050号、第1号第1051号、第1号第1052号、第1号第1053号、第1号第1054号、第1号第1055号、第1号第1056号、第1号第1057号、第1号第1058号、第1号第1059号、第1号第1060号、第1号第1061号、第1号第1062号、第1号第1063号、第1号第1064号、第1号第1065号、第1号第1066号、第1号第1067号、第1号第1068号、第1号第1069号、第1号第1070号、第1号第1071号、第1号第1072号、第1号第1073号、第1号第1074号、第1号第1075号、第1号第1076号、第1号第1077号、第1号第1078号、第1号第1079号、第1号第1080号、第1号第1081号、第1号第1082号、第1号第1083号、第1号第1084号、第1号第1085号、第1号第1086号、第1号第1087号、第1号第1088号、第1号第1089号、第1号第1090号、第1号第1091号、第1号第1092号、第1号第1093号、第1号第1094号、第1号第1095号、第1号第1096号、第1号第1097号、第1号第1098号、第1号第1099号、第1号第1100号、第1号第1101号、第1号第1102号、第1号第1103号、第1号第1104号、第1号第1105号、第1号第1106号、第1号第1107号、第1号第1108号、第1号第1109号、第1号第1110号、第1号第1111号、第1号第1112号、第1号第1113号、第1号第1114号、第1号第1115号、第1号第1116号、第1号第1117号、第1号第1118号、第1号第1119号、第1号第1120号、第1号第1121号、第1号第1122号、第1号第1123号、第1号第1124号、第1号第1125号、第1号第1126号、第1号第1127号、第1号第1128号、第1号第1129号、第1号第1130号、第1号第1131号、第1号第1132号、第1号第1133号、第1号第1134号、第1号第1135号、第1号第1136号、第1号第1137号、第1号第1138号、第1号第1139号、第1号第1140号、第1号第1141号、第1号第1142号、第1号第1143号、第1号第1144号、第1号第1145号、第1号第1146号、第1号第1147号、第1号第1148号、第1号第1149号、第1号第1150号、第1号第1151号、第1号第1152号、第1号第1153号、第1号第1154号、第1号第1155号、第1号第1156号、第1号第1157号、第1号第1158号、第1号第1159号、第1号第1160号、第1号第1161号、第1号第1162号、第1号第1163号、第1号第1164号、第1号第1165号、第1号第1166号、第1号第1167号、第1号第1168号、第1号第1169号、第1号第1170号、第1号第1171号、第1号第1172号、第1号第1173号、第1号第1174号、第1号第1175号、第1号第1176号、第1号第1177号、第1号第1178号、第1号第1179号、第1号第1180号、第1号第1181号、第1号第1182号、第1号第1183号、第1号第1184号、第1号第1185号、第1号第1186号、第1号第1187号、第1号第1188号、第1号第1189号、第1号第1190号、第1号第1191号、第1号第1192号、第1号第1193号、第1号第1194号、第1号第1195号、第1号第1196号、第1号第1197号、第1号第1198号、第1号第1199号、第1号第1200号、第1号第1201号、第1号第1202号、第1号第1203号、第1号第1204号、第1号第1205号、第1号第1206号、第1号第1207号、第1号第1208号、第1号第1209号、第1号第1210号、第1号第1211号、第1号第1212号、第1号第1213号、第1号第1214号、第1号第1215号、第1号第1216号、第1号第1217号、第1号第1218号、第1号第1219号、第1号第1220号、第1号第1221号、第1号第1222号、第1号第1223号、第1号第1224号、第1号第1225号、第1号第1226号、第1号第1227号、第1号第1228号、第1号第1229号、第1号第1230号、第1号第1231号、第1号第1232号、第1号第1233号、第1号第1234号、第1号第1235号、第1号第1236号、第1号第1237号、第1号第1238号、第1号第1239号、第1号第1240号、第1号第1241号、第1号第1242号、第1号第1243号、第1号第1244号、第1号第1245号、第1号第1246号、第1号第1247号、第1号第1248号、第1号第1249号、第1号第1250号、第1号第1251号、第1号第1252号、第1号第1253号、第1号第1254号、第1号第1255号、第1号第1256号、第1号第1257号、第1号第1258号、第1号第1259号、第1号第1260号、第1号第1261号、第1号第1262号、第1号第1263号、第1号第1264号、第1号第1265号、第1号第1266号、第1号第1267号、第1号第1268号、第1号第1269号、第1号第1270号、第1号第1271号、第1号第1272号、第1号第1273号、第1号第1274号、第1号第1275号、第1号第1276号、第1号第1277号、第1号第1278号、第1号第1279号、第1号第1280号、第1号第1281号、第1号第1282号、第1号第1283号、第1号第1284号、第1号第1285号、第1号第1				

受付 番号	請求 年月日	請求 内容及 び対 象公文書	決定 年月日	決定内容	非公開 理由等	非公開 開閉 箇所	担当課	担当部署・関係機 関	分類	
39	10月18日	富山県道（28-27）兼内西邊路 西邊地内舗装（兼）交 差点及びその付近の道路改良工事に伴う用地買収計画及び 新築の道路給付関係 ・平成4年6月12日付で富山県西邊字筆削372番10の 用地買収を行ったときの用地買収計画図 ・それ以前に協同工事を行ったときのもの等路線（特に同所 372番地3付近）の土地の境界を特定し、公図に誤りがあ れば訂正するための資料となるもの		路線図集図（市道兼内所・西邊道路改良工事）	11月6日	一部公開	条例第1条第1 号	県代表委員の審判	行政 一般 関係 情報	
40	10月23日	富山県が「富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例」第23条ただし書き （ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の 増大への対応、法第45条第2項に規定する便宜の提供への寄 与、児童福祉法第4条第5項又は第6項に規定する措置への対 応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、こ の項において、）の「その他のやむを得ない事情がある場 合」に該当し、特定教育・保育施設の定める利用定員を超え て、特定教育・保育の提供を行ってもよいと判断するとき、 「その他のやむを得ない事情」とは、どのような事情を指す のかについて分かる文書。（その基準、具体例、富山県にお ける取扱いなどが分かる文書）。		・富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に關 する基準を定める条例 ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど も・子育て支援施設等の運営に関する基準 ・子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特 定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の選定に係る留意事 項等について	11月11日	公開		こども保育課 こども家庭部	行政 一般 関係 情報	
41	10月23日	1 富山県が、毎年4月1日以降は、各特定教育・保育施設 が定める利用定員の120％までは、原則利用定員を超えて見 置きの受入れを認める取扱いとしていることについて分かる文 書 2 富山県が、利用定員を超える受入れを、利用定員の「1 20％まで」と定めた範囲について分かる文書		・子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特 定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の選定に係る留意事 項等について	11月11日	公開		こども保育課 こども家庭部	行政 一般 関係 情報	
42	10月23日	1 富山県は、特定教育・保育施設に係る、いわゆる「4月 入所」の事情において、毎年4月1日時点で特定教育・保育 施設が定める利用定員を超える児童を受け入れることはでき ないものとして処分していることについて、その処分を行う 取扱いについて分かる文書。 2 平成26年9月10日付け府政決生編859号内閣府政 策統括官（次官）政決決定地、26文相初臨651号文部 科学省初等中等教育局長、福見池0910第2号厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長連名通知「子ども・子育て支援法に 基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業者の選定に係る留意事項等について」記 録第3の1（1）オ（ア）において、年度当初から利用定員 を超える受入れが認められる場合が含まれること。」と通知 されているにもかかわらず、富山県は、毎年4月1日時点で 特定教育・保育施設が定める利用定員を超える児童を受け入 れることはできないこととして処分していることについて、 その組織や理由が分かる文書		・富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に關 する基準を定める条例	11月11日	公開		こども保育課 こども家庭部	行政 一般 関係 情報	
43	10月23日	特定教育・保育施設に係る、いわゆる「4月（1日）入 所」事情において、各施設が事前に富山県から、翌年度4月 入所2・3号認定児童の受入れ可能数を照会されたとき、地 政が富山県に対して申請する受入れ可能数が当該施設が定め る利用定員を超える際、富山県は、原則利用定員を超えない範 围で利用調整を行うこととしていることについて、 （1） 当該施設に対して教育・保育給付認定業務課から利 用希望があれば、当該施設が希望する受入れ可能数が利用定 員を超過しているとき、当該施設が受入れ可能と申告するに もかわらず、その利用定員を上限として、富山県は、同保 護者に対して同保護者が利用希望しているにもかかわらず当 該施設の利用のあっせんを行わず又は当該施設の運営者に対し て当該教育・保育給付認定子ども利用の要請を行わないこ としてしていることについて、合理的な理由やその取扱いの根 拠が分かる文書。 （2） 特定教育・保育施設の申告する児童の受入れ可能数 が利用定員を超えるとき、同受入れ可能数に余裕があるにも かわらず、市町村が利用調整と称して、当該施設の利用定 員を超過する申告受入れ可能数をその利用定員まで引き下 げておいて、特に4月1日入所のみに関り、利用定員を上限と して、「子ども・子育て支援法」第42条に定める利用の あっせん及び要請をおこなわないこととすることができる根 拠について分かる文書。			11月11日	非公開	不存在	こども保育課 こども家庭部	行政 一般 関係 情報	
44	10月28日	・市営駐車場（駅北、総曲輪、桜町）の令和3年度から令 和5年度までの指定管理事業者の年次の実績報告書 ・市営駐車場（駅北、総曲輪、桜町）の令和2年度公募時 の事業者からの提案資料		・管理業務事業報告書の提出について（令和3年度、4年度、5 年度） ・株式会社五福興建設経営 （様式第3号、第4号、第5号、第6号） ・申請書A提案資料 （様式第3号、第4号、第5号、第6号） ・申請書B提案資料 （様式第3号、第4号、第5号、第6号）	11月29日	一部公開	条例第1条第2 号ア	事業に係る経理計算書の記載、営業簿、総勘定振替簿に関する部分及び法人の代表者印 の印影、提案内容、法人等の名称	管財課 財務部	行政 一般 関係 情報
44	10月28日	・市営駐車場（駅北、総曲輪、桜町）の令和2年度公募時 の審査結果（点数表） ・市営駐車場（駅北、総曲輪、桜町）の令和2年度公募時 の審査結果（点数表）		・令和2年度指定管理候補者選定委員会議事録 ・令和2年度指定管理候補者選定採点表	11月29日	一部公開	条例第1条第2 号イ、第3号、 第5号、第6号	個人の氏名、役員名及び役職、法人その他の団体の又は事業を営む個人の氏名、当該 法人等又は当該団体の関係内容、委員の職内等、（審査の状況等）、（判定資料） の欄、審査及び取点を記載できる記録	行政経営課 企画管理部	行政 一般 関係 情報
45	10月28日	新築場所の航空写真と地籍図の重ね図 別紙場所の地籍図		地籍図と航空写真の重ね図、地籍図	11月7日	公開			資産税課 財務部	行政 一般 関係 情報
46	11月12日	航空写真と地籍図の重ね図及び地籍図 〇〇		地籍図と航空写真の重ね図、地籍図	11月19日	公開			資産税課 財務部	行政 一般 関係 情報
47	11月18日	富山県職員の職員録 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象		富山県職員録	11月25日	公開			職員課 企画管理部	行政 一般 関係 情報
47	11月18日	富山県職員の職務内容が判る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象		806.04企画調整課業務分担（企画調整課）ほか11件	12月27日	公開			企画調整課 企画管理部	行政 一般 関係 情報
47	11月18日	富山県職員の職務内容が判る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象		86事務分表（0105企画調整課）（企画調整課）ほか17件	12月27日	一部公開	条例第1条第1 号	年齢、性別、職員の休職取得等に関する情報	企画調整課 企画管理部	行政 一般 関係 情報
47	11月18日	富山県職員の職務内容が判る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象		86財政課担当事務（財政課）ほか16件	12月27日	公開			財政課 財務部	行政 一般 関係 情報
47	11月18日	富山県職員の職務内容が判る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象		86事務分表（0320財政課）ほか16件	12月27日	一部公開	条例第1条第1 号	年齢、性別、職員の休職取得等に関する情報	財政課 財務部	行政 一般 関係 情報
47	11月18日	富山県職員の職務内容が判る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象		令和6年度防災危機管理課業務及び分振表ほか1件	12月27日	公開			防災危機管理 課	行政 一般 関係 情報

受付 番号	請 求 年 月 日	請 求 内 容 及 対 象 公 文 書	決 定 年 月 日	決 定 内 容	非 公 開 理 由 等	非 公 開 開 関 所	担 当 課	担当部署・関係機 関	分 類
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別	防災危機管理課	防災危機管理部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	公開			地域コミュニティ推進課	市民生活部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別、職員の林業取得等に関する情報、公務員以外の氏名	地域コミュニティ推進課	市民生活部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	公開			環境政策課	環境部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別、職員の林業取得等に関する情報	環境政策課	環境部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	公開			福祉政策課	福祉保健部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別、職員の林業取得等に関する情報、公務員以外の氏名	福祉政策課	福祉保健部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	公開			子ども支援課	子ども家庭部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別、職員の林業取得等に関する情報、公務員以外の氏名	子ども支援課	子ども家庭部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	公開			建設政策課	建設部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別	建設政策課	建設部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	公開			商工労政課	商工労働部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別	商工労政課	商工労働部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	公開			農政企画課	農林水産部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別	農政企画課	農林水産部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	公開			都市計画課	活力都市創造部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	一部公開	条例第7条第1号、第12号	年齢、性別、法人の名称	都市計画課	活力都市創造部	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	公開			出納課	出納課	行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データ（エクセルデータ等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別	出納課	出納課	行政一般関係情報

受付 番号	請 求 年 月 日	請 求 内 容 及 対 象 公 文 書	決 定 年 月 日	決 定 内 容	非 公 開 理 由	非 公 開 箇 所	担 当 課	担 当 部 局・関 係 機 関	分 類
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データー（エクセルデーター等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	公 開			教育総務課	教育委員会	報行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データー（エクセルデーター等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別、職員の休職取得等に関する情報、公務員以外の氏名及び業務に関する情報	教育総務課	教育委員会	報行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データー（エクセルデーター等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月3日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	報行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データー（エクセルデーター等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月3日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別	監査委員事務局	監査委員会	報行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データー（エクセルデーター等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月3日	公 開			農業委員会事務局	農業委員会	報行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データー（エクセルデーター等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月3日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別	農業委員会事務局	農業委員会	報行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データー（エクセルデーター等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月3日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別	経営管理課	病院事業管理者	報行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データー（エクセルデーター等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	公 開			経営企画課	上下水道局	報行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データー（エクセルデーター等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月27日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別、職員の休職取得等に関する情報	経営企画課	上下水道局	報行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データー（エクセルデーター等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月3日	公 開			消防総務課	消防局	報行政一般関係情報
47	11月18日	富山市職員の職務内容が明る職務分掌表について 1. 電子データー（エクセルデーター等）による 2. 令和6年度4月以降を対象	12月3日	一部公開	条例第7条第1号	年齢、性別	庶務課	議会事務局	報行政一般関係情報
48	11月18日	「娘へのいじめはなかった」調査結果に納得できず「父親が富山市立へ再入学要請」の報道における、富山市及び富山市教育委員会が把握している件について。 ② 問いじめに係る重大事案に係るガイドラインの法律の内容が明る資料。 ③ 北部中学校の女子不登校自死の原因・反省や再発防止策について内容が明る文書、及び関係について県に報告した文書、決裁文書含む。	12月2日	公 開			企画調整課	企画管理部	報行政一般関係情報
48	11月18日	「娘へのいじめはなかった」調査結果に納得できず「父親が富山市立へ再入学要請」の報道における、富山市及び富山市教育委員会が把握している件について。 ① 報道に有った父親が富山市へ提出した所見。 ② 北部中学校の女子不登校自死の原因・反省や再発防止策について内容が明る文書、及び関係について県に報告した文書、決裁文書含む。	12月2日	一部公開	条例第7条第1号	個人の住所、氏名、健康者等見の氏名内容、日付、所属団体、国籍、年齢、居住状況等、調査結果が得た事実と調査などの具体的な内容及び個人に対する評価など特定の個人を識別することができる部分又は個人の識別情報に該当する部分	企画調整課	企画管理部	報行政一般関係情報
48	11月18日	「娘へのいじめはなかった」調査結果に納得できず「父親が富山市立へ再入学要請」の報道における、富山市及び富山市教育委員会が把握している件について。 ② 問いじめに係る重大事案に係るガイドラインの法律の内容が明る資料。 ③ 北部中学校の女子不登校自死の原因・反省や再発防止策について内容が明る文書、及び関係について県に報告した文書、決裁文書含む。	12月2日	公 開			学校教育課	教育委員会	報行政一般関係情報
48	11月18日	「娘へのいじめはなかった」調査結果に納得できず「父親が富山市立へ再入学要請」の報道における、富山市及び富山市教育委員会が把握している件について。 ① 報道に有った父親が富山市へ提出した所見。 ② 北部中学校の女子不登校自死の原因・反省や再発防止策について内容が明る文書、及び関係について県に報告した文書、決裁文書含む。	12月2日	一部公開	条例第7条第1号	個人の住所、氏名、健康者等見の氏名内容、日付、所属団体、国籍、年齢、居住状況等、調査結果が得た事実と調査などの具体的な内容及び個人に対する評価など特定の個人を識別することができる部分又は個人の識別情報に該当する部分	学校教育課	教育委員会	報行政一般関係情報
49	11月19日	富山駅北口のバス専用駐車場の管理会社が株式会社五福興産になった経緯の分かる資料	12月5日	公 開			行政経営課	企画管理部	報行政一般関係情報
49	11月19日	富山駅北口のバス専用駐車場における1日の利用台数とその時間数・駐車料金のおけるデータ-R5、10月1日～R6、10月31日までの期間	12月5日	公 開			管財課	財務部	報行政一般関係情報
49	11月19日	富山駅北口のバス専用駐車場における1日の利用台数とその時間数・駐車料金のおけるデータ-R5、10月1日～R6、10月31日までの期間	12月5日	一部公開	条例第7条第1号	富山駅北口駐車場バス駐車場 予約表および利用年数・利用目的の集計表（2023年10月～2024年3月）、富山駅北口駐車場バス駐車場 予約表および利用年数・利用目的の集計表（2024年4月～2024年10月）	管財課	財務部	報行政一般関係情報
50	11月21日	金入り設計書（路面下最終構築案）	12月3日	一部公開	条例第7条第1号	歩行者、車線及び金庫のうら、再築工費調査及び設定している箇所	道路河川管理課	建設部	報行政一般関係情報

受付 番号	請 求 年 月 日	請 求 内 容 及 び 対 象 公 文 書	決 定 年 月 日	決 定 内 容	非 公 開 理 由 等	非 公 開 箇 所	担 当 課	担 当 部 局・関 係 課	分 類
51	11月25日	・富山市が提訴を受けて締結が確定した訴訟以降において、訴訟費用の請求に踏み富山市が訴訟代理人弁護士又は、訴訟代埋商（弁護士事務所）と契約した内容及び請求に係る関係資料について。 ・同上の訴訟費用請求金〇〇〇〇〇〇〇〇内の根拠となる（富山市地方裁判所令和四年（ワ）第〇〇〇号、名古屋高等裁判所金沢支部令和四年（ロ）第〇〇〇号事件に係る訴訟費用として）の請求金額を作成した計帳が判る資料及び同請求について事後とやりとりした資料や判るに富山市と関係が判るが契約した内容が判る契約書などの資料 ・同上請求金額の確定において、富山市が原告等に請求した請求書や請求に係る証拠を示す資料	12月3日	非 公 開	本例第7条第1号、第10条第1項（存在が認められる）		管財課	財務部	行政一般関係情報
52	11月26日	地審函（別紙）	12月10日	公 開			資産税課	財務部	行政一般関係情報
53	11月27日	〇〇に関係の下記の文書 ・個別支援計画未作成減額に関する自主点検の実施について（依頼） ・点検結果報告書 ・市町村別返還金額一覧表	12月12日	公 開			障害福祉課	福祉保健部	行政一般関係情報
53	11月27日	〇〇に関係の下記の文書 ・富山市に提出している労働履歴表（最新のもの）	12月12日	一部 公開	本例第7条第1号	職歴、職人の氏名、資格の有無及び健康	障害福祉課	福祉保健部	福祉社会福祉関係情報
53	11月27日	〇〇に関係の下記文書 ・身体利用に関する指導内容	12月12日	公 開			指導監査課	福祉保健部	行政一般関係情報
54	11月27日	別紙地図に係る航空写真と地蔵図の重ね図及び地蔵図	12月10日	公 開			資産税課	財務部	行政一般関係情報
55	11月26日	地審函と航空写真の重ね図（別紙）		取 下			資産税課	財務部	行政一般関係情報
56	11月29日	先般秘書課の課長代理の山田氏に書籍の寄贈を申し入れたが、本日寄贈の受け入れを行わないと電話で回答があった件について ① 受け入れの経緯や、否定した理由及び決定した者の氏名、決裁文書など判る資料。	12月16日	一部 公開	本例第7条第1号	職人の氏名	秘書課	企画管理部	行政一般関係情報
57	11月29日	先般市教育委員会総務課課長代理の坂本氏に書籍の寄贈を申し入れた所、本日寄贈の受け入れを行わないと電話で回答があった件について ① 受け入れの経緯や、否定した理由及び決定した者の氏名、決裁文書など判る資料。	12月16日	一部 公開	本例第7条第1号	職人の氏名	教育総務課	教育委員会	行政一般関係情報
58	12月5日	富山市議会事務局が市民からの書籍寄贈申し入れ名称「『附けない嘘言』は未だに公安委員を誹り罵にしており、【謝らない嘘言】に進化している。残念でならない！』を、寄贈受け入れをしないと決定した事について、及び富山市議会事務局職員が寄贈申し入れ者に対して、電話で通知した件を含む。 ②同上、議会事務局が同寄贈案件について、受け入れないとした理由やその判断に至って根拠や理由について判る資料。	12月20日	一部 公開	本例第7条第1号	職人の氏名	議事調査課	議会事務局	行政一般関係情報
58	12月5日	富山市議会事務局が市民からの書籍寄贈申し入れ名称「『附けない嘘言』は未だに公安委員を誹り罵にしており、【謝らない嘘言】に進化している。残念でならない！』を、寄贈受け入れをしないと決定した事について、及び富山市議会事務局職員が寄贈申し入れ者に対して、電話で通知した件を含む。 ③同上議会事務局が同職員の書籍を見ずして、受け入れを断って経緯が判る資料。 ④同判断に加わった職員の氏名が判る資料。（決裁文書または相当する文書を含む） ⑤同上の決定が同寄贈申し入れ者に電話し書の内容を話した内容が判る資料。	12月20日	非 公開	不存在		議事調査課	議会事務局	行政一般関係情報
59	12月11日	令和3年度から令和5年度におけるシクロシティ（株）に支払っている広告掲載料がわかる資料	1月15日	公 開			広報課	企画管理部	財務関係情報
59	12月11日	令和3年度から令和5年度におけるシクロシティ（株）に支払っている広告掲載料がわかる資料	1月15日	一部 公開	本例第7条第1号、第7条第2号	寄附者の本人の住所が判別できる箇所、法人の代表者の印影	広報課	企画管理部	財務関係情報
59	12月11日	令和3年度から令和5年度におけるシクロシティ（株）に支払っている広告掲載料がわかる資料	1月20日	公 開			ガラス美術館	企画管理部	財務関係情報
59	12月11日	令和3年度「ガラスの都」として、広告事業（10・11・12月分） 支出命令書ほか1件	1月20日	一部 公開	本例第7条第1号、第7条第2号	職員の氏名、メールアドレス、法人の代表者の印影	ガラス美術館	企画管理部	財務関係情報
59	12月11日	アヴィオのステーションを増設した際の経費がわかる資料（支出と収入がまとめられた物）	12月24日	公 開			環境政策課	環境部	行政一般関係情報
60	12月12日	（前掲） ⑤ 富山市内部システム⇒休職申請⇒年次有給休暇全職員分の合計がわかるもの（会計年度任用職員は除く）期間 令和6年1月から12月25日まで	12月26日	公 開			消防総務課	消防局	行政一般関係情報
60	12月12日	（前掲） ・富山市内部システム⇒休職申請⇒年次有給休暇全職員分の合計がわかるもの（会計年度任用職員は除く）期間 令和6年1月から12月25日まで ⑥ 富山市の勤続表（勤続と退任の期り振り及わかる表）全職員（無日勤続者に限る）期間 令和5年10月から11月まで（10/4～10/31、11/1～11/30のサイクル分）	12月26日	一部 公開	本例第7条第1号	職員管理番号、職員番号、職員の休職取得等に関する情報、氏名	消防総務課	消防局	行政一般関係情報

受付 番号	請求 年月日	請 求 内 容 及 び 対 象 公 文 書	決 定 年月日	決定内容	非 公 開 理 由 等	非 公 開 期 間 等	担 当 課	担 当 部 局・関 係 機 関	分 類
61	12月17日	地審院と航空写真の重ね図 〇〇	12月24日	公 開			資産税課	財務部	行政一般関係情報
62	12月18日	水俣町活動拠場所集積状況報告書 (令和4年度分、令和5年度分)	12月26日	一部公開	条例第1条第1号、第7条第2号	個人の名前、電話番号、住所、個人印の印刷、写真内の本人の肖像が判別できる箇所、手当の名称、支払金額、法人等の代表者等々の印刷、顔写真貼付情報	農村整備課	農林水産部	行政一般関係情報
63	12月27日	2日サイクルの2部別選出表（令和6年4月5日から10月3日まで） 全職場	1月27日	一部公開	条例第1条第1号	公務員以外の個人の名前、職員の受給取得等に関する情報	消防総務課	消防局	行政一般関係情報
64	1月8日	地審院と航空写真の重ね図 〇〇	1月20日	公 開			資産税課	財務部	行政一般関係情報
65	1月8日	〇〇事業所から提出のあった、介護給付費等算定に係る休職等に関する届出書ほか ※令和元年度から令和7年1月8日までの期間を対象	2月7日	公 開			障害福祉課	福祉保健部	社会福祉関係情報
65	1月8日	〇〇事業所から提出のあった、介護給付費等算定に係る休職等に関する届出書ほか ※令和元年度から令和7年1月8日までの期間を対象	2月7日	一部公開	条例第1条第1号、第7条第2号	個人の名前、電話番号、就職先等場所、代表者及び管理職者の住所及び郵便番号、法人の代表者印の印刷、顔写真の印刷、代表者の「勤務形態」欄、「第1次」欄、「第2次」欄、「第3次」欄、「第4次」欄、「第5次」欄、「第6次」欄、「第7次」欄、「第8次」欄、「第9次」欄、「第10次」欄、「第11次」欄、「第12次」欄、「第13次」欄、「第14次」欄、「第15次」欄、「第16次」欄、「第17次」欄、「第18次」欄、「第19次」欄、「第20次」欄、「第21次」欄、「第22次」欄、「第23次」欄、「第24次」欄、「第25次」欄、「第26次」欄、「第27次」欄、「第28次」欄、「第29次」欄、「第30次」欄、「第31次」欄、「第32次」欄、「第33次」欄、「第34次」欄、「第35次」欄、「第36次」欄、「第37次」欄、「第38次」欄、「第39次」欄、「第40次」欄、「第41次」欄、「第42次」欄、「第43次」欄、「第44次」欄、「第45次」欄、「第46次」欄、「第47次」欄、「第48次」欄、「第49次」欄、「第50次」欄、「第51次」欄、「第52次」欄、「第53次」欄、「第54次」欄、「第55次」欄、「第56次」欄、「第57次」欄、「第58次」欄、「第59次」欄、「第60次」欄、「第61次」欄、「第62次」欄、「第63次」欄、「第64次」欄、「第65次」欄、「第66次」欄、「第67次」欄、「第68次」欄、「第69次」欄、「第70次」欄、「第71次」欄、「第72次」欄、「第73次」欄、「第74次」欄、「第75次」欄、「第76次」欄、「第77次」欄、「第78次」欄、「第79次」欄、「第80次」欄、「第81次」欄、「第82次」欄、「第83次」欄、「第84次」欄、「第85次」欄、「第86次」欄、「第87次」欄、「第88次」欄、「第89次」欄、「第90次」欄、「第91次」欄、「第92次」欄、「第93次」欄、「第94次」欄、「第95次」欄、「第96次」欄、「第97次」欄、「第98次」欄、「第99次」欄、「第100次」欄、「第101次」欄、「第102次」欄、「第103次」欄、「第104次」欄、「第105次」欄、「第106次」欄、「第107次」欄、「第108次」欄、「第109次」欄、「第110次」欄、「第111次」欄、「第112次」欄、「第113次」欄、「第114次」欄、「第115次」欄、「第116次」欄、「第117次」欄、「第118次」欄、「第119次」欄、「第120次」欄、「第121次」欄、「第122次」欄、「第123次」欄、「第124次」欄、「第125次」欄、「第126次」欄、「第127次」欄、「第128次」欄、「第129次」欄、「第130次」欄、「第131次」欄、「第132次」欄、「第133次」欄、「第134次」欄、「第135次」欄、「第136次」欄、「第137次」欄、「第138次」欄、「第139次」欄、「第140次」欄、「第141次」欄、「第142次」欄、「第143次」欄、「第144次」欄、「第145次」欄、「第146次」欄、「第147次」欄、「第148次」欄、「第149次」欄、「第150次」欄、「第151次」欄、「第152次」欄、「第153次」欄、「第154次」欄、「第155次」欄、「第156次」欄、「第157次」欄、「第158次」欄、「第159次」欄、「第160次」欄、「第161次」欄、「第162次」欄、「第163次」欄、「第164次」欄、「第165次」欄、「第166次」欄、「第167次」欄、「第168次」欄、「第169次」欄、「第170次」欄、「第171次」欄、「第172次」欄、「第173次」欄、「第174次」欄、「第175次」欄、「第176次」欄、「第177次」欄、「第178次」欄、「第179次」欄、「第180次」欄、「第181次」欄、「第182次」欄、「第183次」欄、「第184次」欄、「第185次」欄、「第186次」欄、「第187次」欄、「第188次」欄、「第189次」欄、「第190次」欄、「第191次」欄、「第192次」欄、「第193次」欄、「第194次」欄、「第195次」欄、「第196次」欄、「第197次」欄、「第198次」欄、「第199次」欄、「第200次」欄、「第201次」欄、「第202次」欄、「第203次」欄、「第204次」欄、「第205次」欄、「第206次」欄、「第207次」欄、「第208次」欄、「第209次」欄、「第210次」欄、「第211次」欄、「第212次」欄、「第213次」欄、「第214次」欄、「第215次」欄、「第216次」欄、「第217次」欄、「第218次」欄、「第219次」欄、「第220次」欄、「第221次」欄、「第222次」欄、「第223次」欄、「第224次」欄、「第225次」欄、「第226次」欄、「第227次」欄、「第228次」欄、「第229次」欄、「第230次」欄、「第231次」欄、「第232次」欄、「第233次」欄、「第234次」欄、「第235次」欄、「第236次」欄、「第237次」欄、「第238次」欄、「第239次」欄、「第240次」欄、「第241次」欄、「第242次」欄、「第243次」欄、「第244次」欄、「第245次」欄、「第246次」欄、「第247次」欄、「第248次」欄、「第249次」欄、「第250次」欄、「第251次」欄、「第252次」欄、「第253次」欄、「第254次」欄、「第255次」欄、「第256次」欄、「第257次」欄、「第258次」欄、「第259次」欄、「第260次」欄、「第261次」欄、「第262次」欄、「第263次」欄、「第264次」欄、「第265次」欄、「第266次」欄、「第267次」欄、「第268次」欄、「第269次」欄、「第270次」欄、「第271次」欄、「第272次」欄、「第273次」欄、「第274次」欄、「第275次」欄、「第276次」欄、「第277次」欄、「第278次」欄、「第279次」欄、「第280次」欄、「第281次」欄、「第282次」欄、「第283次」欄、「第284次」欄、「第285次」欄、「第286次」欄、「第287次」欄、「第288次」欄、「第289次」欄、「第290次」欄、「第291次」欄、「第292次」欄、「第293次」欄、「第294次」欄、「第295次」欄、「第296次」欄、「第297次」欄、「第298次」欄、「第299次」欄、「第300次」欄、「第301次」欄、「第302次」欄、「第303次」欄、「第304次」欄、「第305次」欄、「第306次」欄、「第307次」欄、「第308次」欄、「第309次」欄、「第310次」欄、「第311次」欄、「第312次」欄、「第313次」欄、「第314次」欄、「第315次」欄、「第316次」欄、「第317次」欄、「第318次」欄、「第319次」欄、「第320次」欄、「第321次」欄、「第322次」欄、「第323次」欄、「第324次」欄、「第325次」欄、「第326次」欄、「第327次」欄、「第328次」欄、「第329次」欄、「第330次」欄、「第331次」欄、「第332次」欄、「第333次」欄、「第334次」欄、「第335次」欄、「第336次」欄、「第337次」欄、「第338次」欄、「第339次」欄、「第340次」欄、「第341次」欄、「第342次」欄、「第343次」欄、「第344次」欄、「第345次」欄、「第346次」欄、「第347次」欄、「第348次」欄、「第349次」欄、「第350次」欄、「第351次」欄、「第352次」欄、「第353次」欄、「第354次」欄、「第355次」欄、「第356次」欄、「第357次」欄、「第358次」欄、「第359次」欄、「第360次」欄、「第361次」欄、「第362次」欄、「第363次」欄、「第364次」欄、「第365次」欄、「第366次」欄、「第367次」欄、「第368次」欄、「第369次」欄、「第370次」欄、「第371次」欄、「第372次」欄、「第373次」欄、「第374次」欄、「第375次」欄、「第376次」欄、「第377次」欄、「第378次」欄、「第379次」欄、「第380次」欄、「第381次」欄、「第382次」欄、「第383次」欄、「第384次」欄、「第385次」欄、「第386次」欄、「第387次」欄、「第388次」欄、「第389次」欄、「第390次」欄、「第391次」欄、「第392次」欄、「第393次」欄、「第394次」欄、「第395次」欄、「第396次」欄、「第397次」欄、「第398次」欄、「第399次」欄、「第400次」欄、「第401次」欄、「第402次」欄、「第403次」欄、「第404次」欄、「第405次」欄、「第406次」欄、「第407次」欄、「第408次」欄、「第409次」欄、「第410次」欄、「第411次」欄、「第412次」欄、「第413次」欄、「第414次」欄、「第415次」欄、「第416次」欄、「第417次」欄、「第418次」欄、「第419次」欄、「第420次」欄、「第421次」欄、「第422次」欄、「第423次」欄、「第424次」欄、「第425次」欄、「第426次」欄、「第427次」欄、「第428次」欄、「第429次」欄、「第430次」欄、「第431次」欄、「第432次」欄、「第433次」欄、「第434次」欄、「第435次」欄、「第436次」欄、「第437次」欄、「第438次」欄、「第439次」欄、「第440次」欄、「第441次」欄、「第442次」欄、「第443次」欄、「第444次」欄、「第445次」欄、「第446次」欄、「第447次」欄、「第448次」欄、「第449次」欄、「第450次」欄、「第451次」欄、「第452次」欄、「第453次」欄、「第454次」欄、「第455次」欄、「第456次」欄、「第457次」欄、「第458次」欄、「第459次」欄、「第460次」欄、「第461次」欄、「第462次」欄、「第463次」欄、「第464次」欄、「第465次」欄、「第466次」欄、「第467次」欄、「第468次」欄、「第469次」欄、「第470次」欄、「第471次」欄、「第472次」欄、「第473次」欄、「第474次」欄、「第475次」欄、「第476次」欄、「第477次」欄、「第478次」欄、「第479次」欄、「第480次」欄、「第481次」欄、「第482次」欄、「第483次」欄、「第484次」欄、「第485次」欄、「第486次」欄、「第487次」欄、「第488次」欄、「第489次」欄、「第490次」欄、「第491次」欄、「第492次」欄、「第493次」欄、「第494次」欄、「第495次」欄、「第496次」欄、「第497次」欄、「第498次」欄、「第499次」欄、「第500次」欄、「第501次」欄、「第502次」欄、「第503次」欄、「第504次」欄、「第505次」欄、「第506次」欄、「第507次」欄、「第508次」欄、「第509次」欄、「第510次」欄、「第511次」欄、「第512次」欄、「第513次」欄、「第514次」欄、「第515次」欄、「第516次」欄、「第517次」欄、「第518次」欄、「第519次」欄、「第520次」欄、「第521次」欄、「第522次」欄、「第523次」欄、「第524次」欄、「第525次」欄、「第526次」欄、「第527次」欄、「第528次」欄、「第529次」欄、「第530次」欄、「第531次」欄、「第532次」欄、「第533次」欄、「第534次」欄、「第535次」欄、「第536次」欄、「第537次」欄、「第538次」欄、「第539次」欄、「第540次」欄、「第541次」欄、「第542次」欄、「第543次」欄、「第544次」欄、「第545次」欄、「第546次」欄、「第547次」欄、「第548次」欄、「第549次」欄、「第550次」欄、「第551次」欄、「第552次」欄、「第553次」欄、「第554次」欄、「第555次」欄、「第556次」欄、「第557次」欄、「第558次」欄、「第559次」欄、「第560次」欄、「第561次」欄、「第562次」欄、「第563次」欄、「第564次」欄、「第565次」欄、「第566次」欄、「第567次」欄、「第568次」欄、「第569次」欄、「第570次」欄、「第571次」欄、「第572次」欄、「第573次」欄、「第574次」欄、「第575次」欄、「第576次」欄、「第577次」欄、「第578次」欄、「第579次」欄、「第580次」欄、「第581次」欄、「第582次」欄、「第583次」欄、「第584次」欄、「第585次」欄、「第586次」欄、「第587次」欄、「第588次」欄、「第589次」欄、「第590次」欄、「第591次」欄、「第592次」欄、「第593次」欄、「第594次」欄、「第595次」欄、「第596次」欄、「第597次」欄、「第598次」欄、「第599次」欄、「第600次」欄、「第601次」欄、「第602次」欄、「第603次」欄、「第604次」欄、「第605次」欄、「第606次」欄、「第607次」欄、「第608次」欄、「第609次」欄、「第610次」欄、「第611次」欄、「第612次」欄、「第613次」欄、「第614次」欄、「第615次」欄、「第616次」欄、「第617次」欄、「第618次」欄、「第619次」欄、「第620次」欄、「第621次」欄、「第622次」欄、「第623次」欄、「第624次」欄、「第625次」欄、「第626次」欄、「第627次」欄、「第628次」欄、「第629次」欄、「第630次」欄、「第631次」欄、「第632次」欄、「第633次」欄、「第634次」欄、「第635次」欄、「第636次」欄、「第637次」欄、「第638次」欄、「第639次」欄、「第640次」欄、「第641次」欄、「第642次」欄、「第643次」欄、「第644次」欄、「第645次」欄、「第646次」欄、「第647次」欄、「第648次」欄、「第649次」欄、「第650次」欄、「第651次」欄、「第652次」欄、「第653次」欄、「第654次」欄、「第655次」欄、「第656次」欄、「第657次」欄、「第658次」欄、「第659次」欄、「第660次」欄、「第661次」欄、「第662次」欄、「第663次」欄、「第664次」欄、「第665次」欄、「第666次」欄、「第667次」欄、「第668次」欄、「第669次」欄、「第670次」欄、「第671次」欄、「第672次」欄、「第673次」欄、「第674次」欄、「第675次」欄、「第676次」欄、「第677次」欄、「第678次」欄、「第679次」欄、「第680次」欄、「第681次」欄、「第682次」欄、「第683次」欄、「第684次」欄、「第685次」欄、「第686次」欄、「第687次」欄、「第688次」欄、「第689次」欄、「第690次」欄、「第691次」欄、「第692次」欄、「第693次」欄、「第694次」欄、「第695次」欄、「第696次」欄、「第697次」欄、「第698次」欄、「第699次」欄、「第700次」欄、「第701次」欄、「第702次」欄、「第703次」欄、「第704次」欄、「第705次」欄、「第706次」欄、「第707次」欄、「第708次」欄、「第709次」欄、「第710次」欄、「第711次」欄、「第712次」欄、「第713次」欄、「第714次」欄、「第715次」欄、「第716次」欄、「第717次」欄、「第718次」欄、「第719次」欄、「第720次」欄、「第721次」欄、「第722次」欄、「第723次」欄、「第724次」欄、「第725次」欄、「第726次」欄、「第727次」欄、「第728次」欄、「第729次」欄、「第730次」欄、「第731次」欄、「第732次」欄、「第733次」欄、「第734次」欄、「第735次」欄、「第736次」欄、「第737次」欄、「第738次」欄、「第739次」欄、「第740次」欄、「第741次」欄、「第742次」欄、「第743次」欄、「第744次」欄、「第745次」欄、「第746次」欄、「第747次」欄、「第748次」欄、「第749次」欄、「第750次」欄、「第751次」欄、「第752次」欄、「第753次」欄、「第754次」欄、「第755次」欄、「第756次」欄、「第757次」欄、「第758次」欄、「第759次」欄、「第760次」欄、「第761次」欄、「第762次」欄、「第763次」欄、「第764次」欄、「第765次」欄、「第766次」欄、「第767次」欄、「第768次」欄、「第769次」欄、「第770次」欄、「第771次」欄、「第772次」欄、「第773次」欄、「第774次」欄、「第775次」欄、「第776次」欄、「第777次」欄、「第778次」欄、「第779次」欄、「第780次」欄、「第781次」欄、「第782次」欄、「第783次」欄、「第784次」欄、「第785次」欄、「第786次」欄、「第787次」欄、「第788次」欄、「第789次」欄、「第790次」欄、「第791次」欄、「第792次」欄、「第793次」欄、「第794次」欄、「第795次」欄、「第796次」欄、「第797次」欄、「第798次」欄、「第799次」欄、「第800次」欄、「第801次」欄、「第802次」欄、「第803次」欄、「第804次」欄、「第805次」欄、「第806次」欄、「第807次」欄、「第808次」欄、「第809次」欄、「第810次」欄、「第811次」欄、「第812次」欄、「第813次」欄、「第814次」欄、「第815次」欄、「第816次」欄、「第817次」欄、「第818次」欄、「第819次」欄、「第820次」欄、「第821次」欄、「第822次」欄、「第823次」欄、「第824次」欄、「第825次」欄、「第826次」欄、「第827次」欄、「第828次」欄、「第829次」欄、「第830次」欄、「第831次」欄、「第832次」欄、「第833次」欄、「第834次」欄、「第835次」欄、「第836次」欄、「第837次」欄、「第838次」欄、「第839次」欄、「第840次」欄、「第841次」欄、「第842次」欄、「第843次」欄、「第844次」欄、「第845次」欄、「第846次」欄、「第847次」欄、「第848次」欄、「第849次」欄、「第850次」欄、「第851次」欄、「第852次」欄、「第853次」欄、「第854次」欄、「第855次」欄、「第856次」欄、「第857次」欄、「第858次」欄、「第859次」欄、「第860次」欄、「第861次」欄、「第862次」欄、「第863次」欄、「第864次」欄、「第865次」欄、「第866次」欄、「第867次」欄、「第868次」欄、「第869次」欄、「第870次」欄、「第871次」欄、「第872次」欄、「第873次」欄、「第874次」欄、「第875次」欄、「第876次」欄、「第877次」欄、「第878次」欄、「第879次」欄、「第880次」欄、「第881次」欄、「第882次」欄、「第883次」欄、「第884次」欄、「第885次」欄、「第886次」欄、「第887次」欄、「第888次」欄、「第889次」欄、「第890次」欄、「第891次」欄、「第892次」欄、「第893次」欄、「第894次」欄、「第895次」欄、「第896次」欄、「第897次」欄、「第898次」欄、「第899次」欄、「第900次」欄、「第901次」欄、「第902次」欄、「第903次」欄、「第904次」欄、「第905次」欄、「第906次」欄、「第907次」欄、「第908次」欄、「第909次」欄、「第910次」欄、「第911次」欄、「第912次」欄、「第913次」欄、「第914次」欄、「第915次」欄、「第916次」欄、「第917次」欄、「第918次」欄、「第919次」欄、「第920次」欄、「第921次」欄、「第922次」欄、「第923次」欄、「第924次」欄、「第925次」欄、「第926次」欄、「第927次」欄、「第928次」欄、「第929次」欄、「第930次」欄、「第931次」欄、「第932次」欄、「第933次」欄、「第934次」欄、「第935次」欄、「第936次」欄、「第937次」欄、「第938次」欄、「第939次」欄、「第940次」欄、「第941次」欄、「第942次」欄、「第943次」欄、「第944次」欄、「第945次」欄、「第946次」欄、「第947次」欄、「第948次」欄、「第949次」欄、「第950次」欄、「第951次」欄、「第952次」欄、「第953次」欄、「第954次」欄、「第955次」欄、「第956次」欄、「第957次」欄、「第958次」欄、「第959次」欄、「第960次」欄、「第961次」欄、「第962次」欄、「第963次」欄、「第964次」欄、「第965次」欄、「第966次」欄、「第967次」欄、「第968次」欄、「第969次」欄、「第970次」欄、「第971次」欄、「第972次」欄、「第973次」欄、「第974次」欄、「第975次」欄、「第976次」欄、「第977次」欄、「第978次」欄、「第979次」欄、「第980次」欄、「第981次」欄、「第982次」欄、「第983次」欄、「第984次」欄、「第985次」欄、「第986次」欄、「第987次」欄、「第988次」欄、「第989次」欄、「第990次」欄、「第991次」欄、「第992次」欄、「第993次」欄、「第994次」欄、「第995次」欄、「第996次」欄、「第997次」欄、「第998次」欄、「第999次」欄、「第1000次」欄、「第1001次」欄、「第1002次」欄、「第1003次」欄、「第1004次」欄、「第1005次」欄、「第1006次」欄、「第1007次」欄、「第1008次」欄、「第1009次」欄、「第1010次」欄、「第1011次」欄、「第1012次」欄、「第1013次」欄、「第1014次」欄、「第1015次」欄、「第1016次」欄、「第1017次」欄、「第1018次」欄、「第1019次」欄、「第1020次」欄、「第1021次」欄、「第1022次」欄、「第1023次」欄、「第1024次」欄、「第1025次」欄、「第1026次」欄、「第1027次」欄、「第1028次」欄、「第1029次」欄、「第1030次」欄、「第1031次」欄、「第1032次」欄、「第1033次」欄、「第1034次」欄、「第1035次」欄、「第1036次」欄、「第1037次」欄、「第1038次」欄、「第1039次」欄、「第1040次」欄、「第1041次」欄、「第1042次」欄、「第1043次」欄、「第1044次」欄、「第1045次」欄、「第1046次」欄、「第1047次」欄、「第1048次」欄、「第1049次」欄、「第1050次」欄、「第1051次」欄、「第1052次」欄、「第1053次」欄、「第1054次」欄、「第1055次」欄、「第1056次」欄、「第1057次」欄、「第1058次」欄、「第1059次」欄、「第1060次」欄、「第1061次」欄、「第1062次」欄、「第1063次」欄、「第1064次」欄、「第1065次」欄、「第1066次」欄、「第1067次」欄、「第1068次」欄、「第1069次」欄、「第1070次」欄、「第1071次」欄、「第1072次」欄、「第1073次」欄、「第1074次」欄、「第1075次」欄、「第1076次」欄、「第1077次」欄、「第1078次」欄、「第1079次」欄、「第1080次」欄、「第1081次」欄、「第1082次」欄、「第1083次」欄、「第1084次」欄、「第1085次」欄、「第1086次」欄、「第1087次」欄、「第1088次」欄、「第1089次」欄、「第1090次」欄、「第1091次」欄、「第1092次」欄、「第1093次」欄、「第1094次」欄、「第1095次」欄、「第1096次」欄、「第1097次」欄、「第1098次」欄、「第1099次」欄、「第1100次」欄、「第1101次」欄、「第1102次」欄、「第1103次」欄、「第1104次」欄、「第1105次」欄、「第1106次」欄、「第1107次」欄、「第1108次」欄、「第1109次」欄、「第1110次」欄、「第1111次」欄、「第1112次」欄、「第1113次」欄、「第1114次」欄、「第1115次」欄、「第1116次」欄、「第1117次」欄、「第1118次」欄、「第1119次」欄、「第1120次」欄、「第1121次」欄、「第1122次」欄、「第1123次」欄、「第1124次」欄、「第1125次」欄、「第1126次」欄、「第1127次」欄、「第1128次」欄、「第1129次」欄、「第1130次」欄、「第1131次」欄、「第1132次」欄、「第1133次」欄、「第1134次」欄、「第1135次」欄、「第1136次」欄、「第1137次」欄、「第1138次」欄、「第1139次」欄、「第1140次」欄、「第1141次」欄、「第1142次」欄、「第1143次」欄、「第1144次」欄、「第1145次」欄、「第1146次」欄、「第1147次」欄、「第1148次」欄、「第1149次」欄、「第1150次」欄、「第1151次」欄、「第1152次」欄、「第1153次」欄、「第1154次」欄、「第1155次」欄、「第1156次」欄、「第1157次」欄、「第1158次」欄、「第1159次」欄、「第1160次」欄、「第1161次」欄、「第1162次」欄、「第1163次」欄、「第1164次」欄、「第1165次」欄、「第1166次」欄、「第1167次」欄、「第1168次」欄、「第1169次」欄、「第1170次」欄、「第1171次」欄、「第1172次」欄、「第1173次」欄、「第1174次」欄、「第1175次」欄、「第1176次」欄、「第1177次」欄、「第1178次」欄、「第1179次」欄、「第1180次」欄、「第1181次」欄、「第1182次」欄、「第1183次」欄、「第1184次」欄、「第1185次」欄、「第1186次」欄、「第1187次」欄、「第1188次」欄、「第1189次」欄、「第1190次」欄、「第1191次」欄、「第1192次」欄、「第1193次」欄、「第1194次」欄、「第1195次」欄、「第1196次」欄、「第1197次」欄、「第1198次」欄、「第1199次」欄、「第1200次」欄、「第1201次」欄、「第1202次」欄、「第1203次」欄、「第1204次」欄、「第1205次」欄、「第1206次」欄、「第1207次」欄、「第1208次」欄、「第1209次」欄、「第1210次」欄、「第1211次」欄、「第1212次」欄、「第1213次」欄、「第1214次」欄、「第1215次」欄、「第1216次」欄、「第1217次」欄、「第1218次」欄、「第1219次」欄、「第1220次」欄、「第1221次」欄、「第1222次」欄、「第1223次」欄、「第1224次」欄、「第1225次」欄、「第1226次」欄、「第1227次」欄、「第1228次」欄、「第1229次」欄、「第1230次」欄、「第1231次」欄、「第1232次」欄、「第1233次」欄、「第1234次」欄、「第1235次」欄、「第1236次」欄、「第1237次」欄、「第1238次」欄、「第1239次」欄、「第1240次」欄、「第1241次」欄、「第1242次」欄、「第1243次」欄、「第1244次」欄、「第1245次」欄、「第1246次」欄、「第1247次」欄、「第1248次」欄、「第1249次」欄、「第1250次」欄、「第1251次」欄、「第1252次」欄、「第1253次」欄、「第1254次」欄、「第1255次」欄、「第1256次」欄、「第1257次」欄、「第1258次」欄、「第1259次」欄、「第1260次」欄、「第1261次」欄、「第1262次」欄、「第1263次」欄、「第1264次」欄、「第1265次」欄、「第1266次」欄、「第1267次」欄、「第1268次」欄、「第1269次」欄、「第1270次」欄、「第1271次」欄、「第1272次」欄、「第1273次」欄、「第1274次」欄、「第1275次」欄、「第1276次」欄、「第1277次」欄、「第1278次」欄、「第1279次」欄、「第1280次」欄、「第1281次」欄、「第1282次」欄、「第1283次」欄、「第1284次」欄、「第1285次」欄、「第1286次」欄、「第1287次」欄、「第1288次」欄、「第1289次」欄、「第1290次」欄、「第1291次」欄、「第1292次」欄、「第1293次」欄、「第1294次」欄、「第1295次」欄、「第1296次」欄、「第1297次」欄、「第1298次」欄、「第1299次」欄、「第1300次」欄、「第1301次」欄、「第1302次」欄、「第1303次」欄、「第1304次」欄、「第1305次」欄、「第1306次」欄、「第1307次」欄、「第1308次」欄、「第1309次」欄、「第1310次」欄、「第1311次」欄、「第1312次」欄、「第1313次」欄、「第1314次」欄、「第1315次」欄、「第1316次」欄、「第1317次」欄、「第1318次」欄、「第1319次」欄、「第1320次」欄、「第1321次」欄、「第1322次」欄、「第1323次」欄、「第1324次」欄、「第1325次」欄、「第1326次」欄、「第1327次」欄、「第1328次」欄、「第1329次」欄、「第1330次」欄、「第1331次」欄、「第1332次」欄、「第1333次」欄、「第1334次」欄、「第1335次」欄、「第1336次」欄、「第1337次」欄、「第1338次」欄、「第1339次」欄、「第1340次」欄、「第1341次」欄、「第1342次」欄、「第1343次」欄、「第1344次」欄、「第1345次」欄、「第1346次」欄、「第1347次」欄、「第1348次」欄、「第1349次」欄、「第1350次」欄、「第1351次」欄、「第1352次」欄、「第1353次」欄、「第1354次」欄、「第1355次」欄、「第1356次」欄、「第1357次」欄、「第1358次」欄、「第1359次」欄、「第1360次」欄、「第1361次」欄、「第1362次」欄、「第1363次」欄、「第1364次」欄、「第1365次」欄、「第1366次」欄、「第1367次」欄、「第1368次」欄、「第1369次」欄、「第1370次」欄、「第1371次」欄、「第1372次」欄、「第1373次」欄、「第1374次」欄、「第1375次」欄、「第1376次」欄、「第1377次」欄、「第1378次」欄、「第1379次」欄、「第1380次」欄、「第1381次」欄、「第1382次」欄、「第1383次」欄、「第1384次」欄、「第1385次」欄、「第1386次」欄、「第1387次」欄、「第1388次」欄、「第1389次」欄、「第1390次」欄、「第1391次」欄、「第1392次」欄、「第1393次」欄、「第1394次」欄、「第1395次」欄、「第1396次」欄、「第1397次」欄、「第1398次」欄、「第1399次」欄、「第1400次」欄、「第1401			

受付 番号	請 求 年 月 日	請 求 内 容 及 対 象 公 文 書	決 定 年 月 日	決 定 内 容	非 公 開 理 由 等	非 公 開 箇 所	担 当 課	担当部署・関係機 関	分 類
76 (R6)	3月31日	6 請求代理行政書士が令和7年2月6日富山市役所廃棄物対策課を訪問した際、応じた職員に「廃棄物等において大量の廃棄物が出た場合の対応要領」を閲覧・確認したところ、応じた職員は「大量の廃棄物が出た場合は、当該家庭の前に出していりき、富山市に連絡すれば富山市で回収する」と説明したことにつき、大量の一般廃棄物が出た場合の対応要領として、富山市としては「廃棄物を対象家庭の前に置き、連絡があれば富山市で回収すること」を旨とした対応要領が記載されている文書	4月14日	公 開			環境センター 管理課	環境部	行政一般 関係情報
76 (R6)	3月31日	6 請求代理行政書士が令和7年2月6日富山市役所廃棄物対策課を訪問した際、応じた職員に「毎年廃棄物において大量の廃棄物が出た場合の対応要領」を閲覧・確認したところ、応じた職員は「大量の廃棄物が出た場合は、当該家庭の前に出していりき、富山市に連絡すれば富山市で回収する」と説明したことにつき、大量の一般廃棄物が出た場合の対応要領として、富山市としては「廃棄物を対象家庭の前に置き、連絡があれば富山市で回収すること」を旨とした対応要領が記載されている文書	4月14日	公 開			廃棄物対策課	環境部	行政一般 関係情報
76 (R6)	3月31日	2 別添「富山市一般廃棄物収集運搬許可業者名簿（令和6年4月）」の許可業者が許可された経緯が分かる文書・決裁文書 3 平成元年度から令和6年度までの間における富山市に対する一般廃棄物収集運搬許可申請のうち不許可となった申請の不許可とされた経緯が分かる文書・決裁文書 4 株式会社〇〇が令和7年2月14日付で申請した富山市一般廃棄物収集運搬許可申請について、富山市指令第対第3246号（令和7年3月29日付）により不許可となった経緯が分かる文書及び決裁文書	4月14日	一部公開	条例第1条第2号、第7条第2号	個人の名前、法人の代表者印等の印影、事業区域及び取扱物数、一般廃棄物の搬入施設、処理料金、自己資本比率、経営利益、申請者の能力に係る証拠のその他の情報、申請番号、申請者住所、電話番号、事業所の所在地、電話番号等の所在地	廃棄物対策課	環境部	行政一般 関係情報
76 (R6)	3月31日	1 平成元年度から令和6年度の間に富山市に対する一般廃棄物収集運搬許可申請件数及び開申請に対する許可・不許可件数 5 請求代理行政書士が令和7年2月6日富山市役所廃棄物対策課を訪問し応じた際、応じた職員に「富山市一般廃棄物収集運搬許可申請書様式の交付」を求めたところ、応じた職員が申請書式の交付を拒否した事案につき、富山市では「一般廃棄物収集運搬許可申請書は交付しない」ことを指示している文書 7 富山県内の市町村間における ・「一般廃棄物処理業（一般廃棄物収集運搬業）の許可業者等の届出」 ・「一般廃棄物処理業申請受理時の関係市町村相互間での事前協議・調整」 ・「一般廃棄物処理に関する行政機関相互間の各種取り決め」を内容とする文書 8 富山市一般廃棄物処理業者の許可及び業務要領（平成18.2.1版）第20条により市街への搬入が規制付けされている元年度以降の「住民の苦情等の内容」及びその措置が記載された文書	4月14日	非公開	下存在		廃棄物対策課	環境部	行政一般 関係情報

5 資 料

○富山市情報公開条例

平成17年4月1日

富山市条例第30号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の公開（第5条—第16条）
- 第3章 審査請求等（第17条—第27条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第28条・第29条）
- 第5章 補則（第30条—第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政参加を一層促進し、もって市政について市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防局長及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、市民の公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求等)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、公文書の公開を請求する権利を濫用することなく、適正に請求するとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

2 実施機関は、公文書の公開を請求する権利を濫用していると認めるときは、当該請求を拒否することができる。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 市税を納税する義務のある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

2 前項第6号の理由は、次に掲げることを内容とするものでなければならない。

- (1) 実施機関が行う処分又は事業により自己の権利又は利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあること。
- (2) 報道を目的としていること（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）が請求する場合に限る。）。

- (3) 学術研究を目的としていること（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が請求する場合に限る。）。

（公開請求の手続）

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は

慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安

全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

(4) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務のある国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報

(公文書の一部公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に

区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第6号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（権利の濫用に係る手続等）

第10条の2 実施機関が第4条第2項の規定により公開請求を拒否する場合において、必要があると認めるときは、公開請求者に公開請求の目的、公開請求に係る公文書の使用法その他の事項を明示するよう求めることができる。

- 2 公開請求者は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

- 3 前2項の規定による手続に要する期間は、第12条第1項本文の規定による公開決定等の期間及び第13条前段の規定による公開請求が

あった日から４５日以内の期間に算入しない。

（公開請求に対する決定等）

第１１条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

２ 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（第４条第２項及び第１０条の規定により公開請求を拒否するとき、第５条第１項第６号に該当しないものがした公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第１２条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から１５日以内にしなければならない。ただし、第６条第２項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２ 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第１３条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から４５日以内（第６条第２項の規定による補正に要した期間を除く。）にその全てについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を

書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の実施)

第 15 条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公文書の公開をすることにより当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧させ、又は複写したものの写しを交付することができる。

（費用の負担）

第 16 条 前条の規定による公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 前条の規定により公文書の公開（閲覧を除く。）を受けるものは、公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第 3 章 審査請求等

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第 17 条 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第 18 条 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、富山市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第 19 条 前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」

という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)
- (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)(設置等)

第21条 第18条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するとともに、この条例の施行に関する重要事項について調査審議するため、富山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において

は、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第23条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 審査請求人又は参加人は、前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられたときは、審査会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、第22条第3項及び第4項並びに前条第3項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めると

きその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第25条 審査会の行う調査審議の手続（審査請求に係るものに限る。）は、公開しない。

（答申書の送付等）

第26条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（委任）

第27条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進に関する市の責務）

第28条 市は、第2章に定める公文書の公開のほか、実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議の公開その他情報提供に関する施策の拡充等を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（出資法人等の情報公開）

第29条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、規則で定めるもの及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開（指定管理者にあっては、当該指定管理

に関する業務の情報公開)を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

第5章 補則

(公文書の管理等)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、公文書の検索に必要な資料を作成し、その利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第31条 市長は、毎年1回、各実施機関の公文書の公開についての実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(他の制度等との調整)

第32条 この条例の規定は、法令等の規定により閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本等の交付を受けることができる公文書については、適用しない。

- 2 この条例の規定は、富山市公文書館、富山市立図書館その他の市の機関が市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2章及び第3章の規定は、次の各号に掲げる合併前の富山市、大沢野町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村の実施機関の区分に応じ、当該各号に定める日以前に作成し、又は取得した公文書については、

適用しない。

- (1) 合併前の富山市の議会 平成14年3月31日
- (2) 合併前の大沢野町の議会 平成14年3月31日
- (3) 合併前の八尾町の実施機関 平成12年3月31日
- (4) 合併前の婦中町の議会以外の実施機関 平成9年3月31日
- (5) 合併前の山田村の実施機関 平成13年3月31日
- (6) 合併前の細入村の実施機関 平成15年12月31日

- 3 施行日の前日までに、合併前の富山市情報公開条例（平成13年富山市条例第27号）、大沢野町情報公開条例（平成14年大沢野町条例第3号）、大山町情報公開条例（昭和63年大山町条例第10号）、八尾町情報公開条例（平成12年八尾町条例第6号）、婦中町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成8年婦中町条例第27号）、婦中町議会情報公開条例（平成12年婦中町条例第34号）、山田村情報公開条例（平成13年山田村条例第1号）又は細入村情報公開条例（平成15年細入村条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市条例第309号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月28日富山市条例第38号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年9月24日富山市条例第44号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富山市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた公文書の公開の請求について適用し、施行日前にされた公文書の公開の請求については、なお従前の例

による。

附 則（平成 22 年 3 月 25 日富山市条例第 5 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（富山市情報公開条例及び富山市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の日前に改正前の富山市情報公開条例の規定に基づきされた公文書の公開の請求並びに富山市個人情報保護条例の規定に基づきされた保有個人情報の開示、訂正及び利用の停止の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 12 月 22 日富山市条例第 63 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日富山市条例第 2 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日富山市条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 実施機関がした富山市情報公開条例第 11 条各項の決定（以下「公開決定等」という。）についての不服申立てであって、この条例の施行の日前になされた公開決定等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日富山市条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にされた公文書の公開の請求に係る改正後の富山市情報公開条例第 10 条の 2 第 3 項、第 12 条第 1 項及び第 13 条

の規定の適用については、なお従前の例による。